

令和2年第1回（3月）定例町議会

（第2日 3月4日）

令和2年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年3月4日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 4号 新町建設計画の変更について
- 日程第 3 議案第 5号 町有財産（土地）の返還について
- 日程第 4 議案第 6号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 8号 西伊豆町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 9号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第10号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第11号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第12号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第13号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第14号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	堤	豊	君	3番	山	本	智	之	君	
4番	芹	澤	孝	君	5番	高	橋	敬	治	君
6番	加	藤	勇	君	7番	山	田	厚	司	君
8番	西	島	繁	樹	君	9番	堤	和	夫	君
11番	増	山	勇	君						

欠席議員（1名）

10番 山本 榮 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星野 淨 晋 君	副 町 長	椿 隆 史 君
教 育 長	清野 裕 章 君	総 務 課 長	佐久間 明 成 君
まちづくり課長	大谷 きよみ 君	窓口税務課長	真野 隆 弘 君
健康福祉課長	白石 洋 巳 君	産業建設課長	松本 正 人 君
防 災 課 長	長 島 司 君	環 境 課 長	鈴木 昇 生 君
会 計 課 長	森 健 君	企 業 課 長	村松 圭 吾 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	高 木 光 一 君		

職務のため出席した者

議会事務局長 山本 法 正 書 記 山本 征 司

開議 午前9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

10番山本榮君から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（山本智之治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し町長に反問権を付与しています。

◇ 山 田 厚 司 君

○議長（山本智之君） 通告4番、山田厚司君。

7番、山田厚司君。

〔7番 山田厚司君登壇〕

○7番（山田厚司君） 議長のお許しを得ましたので、壇上より一般質問をさせていただきます。私の今回の質問は、大きく2点であります。1点目が生活支援体制整備事業について。そして、地域おこし協力隊についてであります。

最初の生活支援体制整備事業についてです。

人口減少と高齢化が進む社会の中ですべての住民が安心して暮らしていけるように、従来の行政主導のまちづくりから住民主体へとかたちを変えようとして、全国各地で「生活支援

体制整備事業」への取り組みが見られるようになりました。

西伊豆町においても「社会的孤立を生まない、豊かで多様なつながりのある地域づくり」を目標に“ささえ愛西伊豆”がスタートしますが、次の点にどのように対応するのか質問します。

(1) 運転ボランティア養成について。

運転ボランティアは、単独で一般の交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいをお持ちの方などの外出を支援する活動であると考えます。

“ささえ愛西伊豆”の実施計画にも「高齢者等の通院・買い物・生きがい活動参加等、日常生活に必要な活動の支援を行う住民主体の活動の創出・活動支援するため」と目的が示されていますが、高齢化が進み公共交通網も貧弱な西伊豆町にとって必要不可欠と思われるシステムの支援する移動の範囲は、どの辺までを考えるのか。また、どのように計画を推進するのか伺います。

2番目として、買い物支援・ボランティア養成について。

「足腰が弱くなって重い荷物を運べない」「体調が悪くて買い物に行けない」「運転免許証を返納したから移動手段がない」などの理由に加え、西伊豆町の場合、過疎化による商店の廃業や移動手段も減少したことで、買い物難民問題は以前にもまして深刻化していると思います。買い物難民に対する支援・ボランティア活動も、移動を支援する送迎活動、買い物自体を代行・配達する活動、また移動販売にて買い物を支援するなど、様々な手段があります。実施計画にも掲載がありますが、対象は高齢者だけを考えているものなのか。また、どのような手段で実施していくつもりなのか伺います。

(3) ゴミ出しボランティアについて。

自宅のゴミを集積場まで運ぶことが難しい高齢者などを支援するために、国は、自治体や地域住民のボランティアが該当するお宅に出向き回収を行う「ゴミ出し支援」制度の拡充を決め、支援状況を調査のうえ、ガイドラインを作成し、制度づくりを促しています。直近の地区別人口の状況をみても全体の高齢化率も49.5パーセント、地区別では50パーセントを超える地区が2地区あることに加え、核家族化や夫婦のみの高齢者世帯、独居高齢者世帯が増加傾向にあることを勘案すれば、支援制度を検討すべきと思いますが、どのように考えるのか伺います。

(4) 見守り体制の拡充について。

生活支援体制整備事業は、地域みんなの力を終結する新しい取り組みではありますが、ど

ういった活動をするのかといったときに必ずあがってくるのが見守り支援であると思います。この活動は、ゴミ出しボランティアの際にも、見守り・安否確認もできるとされていますが、先進地事例をみると、徘徊高齢者に対する見守り体制の取組みが見られます。

県内の自治体でも、捜索時の早期発見のためにオレンジシールという「見守りシール」を作成し、靴やカバンなど外出時に身につけるものに貼ってもらい、捜索の目印としたうえで地域住民の協力を仰ぐ体制を、吉田町、磐田市、浜松市で行っており、近隣町では東伊豆町が「あんしん見守りステッカー」として、同様の制度内容で地域包括支援センター、下田警察署と連携した中で昨年より実施しています。

昨年度、消防団捜索実績もあり、下田署管内でも高齢者の認知症と思われる保護件数も増加傾向で、今後は、さらにその傾向は強まると予測される徘徊高齢者に対する見守り体制を拡充すべきと思いますが、どのように考えるのか伺います。

大きな2番目として、地域おこし協力隊について。

「地域おこし協力隊」は、ご承知のとおり人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に受け入れて、地域協力活動などを行ってもらい、その後、定住・定着を図ることで住民ニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図ることを目的とした制度です。西伊豆町でも、概ね3年をサイクルに、現在6人の協力隊員がそれぞれの分野で活躍しておりますが、その地域おこし協力隊について次の点について質問します。

(1) 今後のダチョウ飼育場について。

ダチョウ飼育場についての問題は、これまでも、昨年6月定例会で西島議員が、そして、9月議会において堤和夫議員が、臭いに関するトラブルに対し一般質問にて対応を問いただし、また、補正予算の中での答弁にて「現在の土地は宇久須財産区の土地であり、何かある時には財産区に諮らなければならない。臭いの問題については、確かに牧場の家で働いている従業員の方から、いろんな声も聞いています。それらを含めて、指定管理に今度3年出すわけで、施設の視察も経て入札になるのでは。」という見解でした。

新たな指定管理者も決定し、隣接する大型遊具の解体も始まった現在、今後のダチョウ飼育場について質問します。

①規模拡大の予定は。

②匂いに対する対策は。

③臭い対策に対して、町はどのように評価しているのか。

(2) 遊休不動産の活用について。

地域おこし協力隊の制度で、地域にとって活力になることの一つは、最終的にその地域に定住・定着して地域力の向上につなげることであり、また地域おこし協力隊自身の約7割に定住意向があって、宿泊業、生産、加工販売、飲食業など何らかの起業を考えているが、自治体の対応により定住率に差が出るとの調査結果もあると聞きます。

西伊豆町の場合は、サテライトオフィスの会社が、地域おこし協力隊員の今後の定住または起業する際の様々なサポートをしていると思います。また一方で、空き家の増加や、商業施設の廃業により空き店舗も増え、住居、店舗、オフィスにリノベーション可能な遊休不動産も多く、積極的な情報発信とマッチングを行い、遊休不動産対策、定住率アップにつなげていけたらと思いますが、どのように考えるのか伺います。

以上で、壇上での私の質問を終わります。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、山田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、大きな1点目の生活支援体制整備事業について。

(1) 運転ボランティア養成について、(2) 買い物支援・ボランティア養成について、(3) ゴミ出しボランティアについては関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

生活支援体制整備事業は、平成30年度から、介護保険事業の中の地域支援事業の一つとしてスタートし、当町の場合は、福祉協議会へと委託をしており、協議体の名称として、“ささえ愛西伊豆”となっております。“ささえ愛西伊豆”の事業につきましては、社協さんから事業計画書案が出ているものでございまして、現在のところ、令和2年度事業として、運転ボランティア養成講座の実施、買い物ボランティア養成講座の実施、地区ごとの助け合い活動座談会を開始したいということで、事業計画案が出てきております。詳細や実施時期も含めて社協と連携し、支援体制ができるよう取り組みたいと思います。

また、ゴミ出しボランティアについても、地区ごとの助け合い活動座談会の中で、そのようなニーズがあるかも含めて話し合っていたきたいと思います。

次に(4)の見守り体制の拡充について。

今後さらに増加すると予想される徘徊高齢者に対する見守り体制を拡充すべきというお考えの、考えはどうかということでございますが、急速な高齢化の進行に伴い、認知症高齢者等が行方不明となるケースが多く発生していることから、行方不明者を早期に発見し、保護することができるよう、県内の各市町、市町内の見守り、SOSネットワーク、警察及び県

の関係機関が情報共有及び連携する仕組み作りを構築し、仮称ではございますが、静岡県認知症高齢者等の見守り、SOSネットワーク広域連携事業の運用を、令和2年4月から開始したいので参画をお願いしたい旨、意向確認が県から先日あり、準備が整い次第参画すると報告したところでございます。今後実施に向け、西伊豆町の場合は、下田警察署管内の市町と調整をしていくことになろうかと思えます。

次に大きな2点目の地域おこし協力隊について。

(1)の今後のダチョウの飼育場について。

①の規模拡大の予定はとのご質問ですが、遊具撤去に伴い跡地への拡大をしたい構想があるが、財産区への相談も含め、現時点では何も具体的には動いておりません。

次に②の臭い対しての対策につきましては、確認をいたしましたところ、糞と汚物が側溝にいくようにしており、側溝を使って最下部にあるタンクに溜まるようにしており、タンク上部には厚さ約1センチの鉄板を蓋としているとのことでございます。また、今後タンクは、年数回汲み取り業者に委託をする予定で、直近の汲み取りは、3月2日に行い、今後も定期的に行うと伺っております。その他、神田区からのアドバイスで、水溜まりを作らないように屋根を設置したりして、臭い対策に取り組んでいるとのことでございます。

③の臭い対策に対して、町はどのように評価しているのかとのご質問ですが、臭い対策に関しましては、地元の意見や日本オーストリッチ協議会の学者の助言などを参考として、積極的に取り組んでいると評価をしております。

次に(2)遊休不動産の活用について。

遊休不動産対策、定住アップに繋げていけたらと思うが、どのように考えているかとのことですが、町といたしましても、議員のおっしゃるように、遊休不動産の利活用を進めていきたいと考えております。ですので、賛否はありますが、地域おこし協力隊制度の活用をさせていただきながら、現在、移住してきていただける方を増やしているところでございます。

また、施政方針でも述べましたが、農業に従事したいという方も来てくださることになり、遊休農地も、なんとか活用したいと思っているところでございます。ただ、なかなか土地、建物、田畑など遊んでいるとはいえ、知らない人には貸したくないということもあるようですので、町が中に入り、なんとか利用をさせていただけるように努力もしたいと考えておりますし、お知り合いの方で遊休不動産を所有の方には、空き家バンクや農地バンクにご協力いただけるよう、お声がけお願いできるようにと思っております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それでは、一つ一つ再質問していきたいと思います。

同じような質問は、この後も同僚議員がしてますので、さわりだけでもやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。確かにですね、社協のほうでやっている事業でということで、私も社協のほうに行っているいろいろと話を聞いてきたんですけど、もう既に、自主計画の助け合い、“ささえ愛西伊豆” こういったもので自主計画のほうを出しております、令和の2年の6月から、もう既に実施するというふうなことで、自主計画が出ているんですよ。その中で、特に思ったのが、運転ボランティアに関して、まず言えるのが、実施する範囲を、ある程度最初決まっていなくて、ニーズが変わってくる所があるのではないのかなと思うんですよ。他の所の先進地事例といいますか、他で実施している所の事例を見ますと、例えば、市町全体でやる事業と、それからその下の小さな部類のところの共同体と言いますか、そういった小さい部類の所で、いろいろとこういったことが不便なのじゃないかというふうな問題を洗い出す、話し合いをしている。そういった部類のところがあるというふうにご考えますと、例えば西伊豆町内でも、宇久須地区でその運転ボランティアというふうなことを考えた時、範囲が宇久須地区だけなのかというふうなことと、例えば西伊豆町全体でということを見ると、いろいろと変わってくると思っておりますけども、そういったことの進行状況というのは、実際のところ全然聞いていないものなのではないでしょうか。そのへんどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員のおっしゃっている中身が、ちょっと私には理解できないんですけども、私達が社協から伺っておりますのは、令和2年度に、運転ボランティア養成講座の実施を計画書案の中に書かれているということで伺っておりますので、詳細につきましては担当課長の方から答弁をさせていただきますけども、議員のおっしゃる、6月から運転ボランティア、動き始めるという認識をしておりません。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 運転ボランティアの関係におきましては、社協に確認したところ、令和2年度事業として実施したいということが1点あります。6月頃に、5月頃に運転ボランティアの受講者の募集をして、そしてそれから講習とか組織ができて、令和3年の1月以降に、実際活動ができればなということで想定しているようです。うちのところは人口が少ないので、協議体としますと、一つの大きい協議体一つになっています。大きい市町だと、その下に下部組織の協議体がつきますけども、一つですので、町内全域を範囲とし、

考えているということは聞いております。

以上です。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。そここのところの取り違いが私のほうでもあったみたい
です。6月頃に、養成講座を始めるということの理解でいいわけですね。私は、もう6月に
は、もうそのボランティアが活動し始めるというふうに捉えたもので、そこが違うと。そこ
から講座を始めるということですね。もう一つ確認させてください。この運転ボランティア
に関しては、西伊豆町中区が先進的に活動を始めてますよというふうなことをよく聞くんで
すが、中区のやっている内容自体は、詳細までは詳しくは知らないんですけども、例えば、
西伊豆町はその運転ボランティアのことを町内全域に広げていくとしたら、中区のを、
例えば、その活動の指針としてそれを全町に広げていくというふうになるわけなんでしょう
か。そのへんは、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） それも踏まえて、6月からの養成講座で社協のほうで、いろいろな要
請をしていくというふうに町としては考えております。ただ、中区の場合につきましては、
若干、みんなの家というNPO法人の車両を借りて行っているということがありますから、
それを全町的に広げた場合、そういったNPOであったり介護福祉施設の車両が使えるとも
限りませんので、もしかすると個人の車両だということになってきた場合には、中区の事例
と全く同じことができるというようなことにはならないかというように思いますけども、い
ずれにしても社協が今後行っていく養成講座の中で、いろいろな取り決めであったりとかボ
ランティアの要請をしたうえで、1月に稼働できる準備を今年度行っていきたいということ
でございますから、町としては、行える支援であれば支援していきたいというふうに思っ
ております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 6月頃から、そのボランティアのその講座を始めるというふうなこと
で。それでいったらその対象とする、対象の年代層、ボランティアとして、これぐらいの年
代層を対象としたいとよというふうなところでいきますと、昨日、増山議員のところの質問
でも少し話が出たんですけども、南伊豆町で従前ちょっと少しやった“ふじのくに壮年熟年
期活躍プロジェクト”の話でいきますと、その講演にしてもですね、10月、11月、12月、1
月でやってきて、それぐらいの回数をやってきて、やっと2月に運転ボランティアの講座を

開設できるというふうな形になってくると聞いております。それでいったらですね、例えばこの3月でリタイアするような年代層を狙うのであれば、もうすでに声掛けをしていかなければ間に合わないと思うんですけど、そのへんの対応はどうなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、先ほど課長が、5月から募集をかけるというふうに言っているわけですから、5月にならなければ募集はかからないわけですよ。答弁ではそういうことはちゃんとはっきり言っているわけですので、よく聞いておいていただければと思います。ちなみに、通常でありますけども、お仕事をしなければ、やはり生活が成り立たない方たちということを前提にボランティアという募集はできないわけでございますし、もしそれを仕事にしてくれということになれば、有償ボランティアになるかということも考えなければいけないので、当然、賃金をいただかずにボランティアということになるのであれば、リタイアした方以上が対象になるのではなかろうかと。これは普通にどなたが考えても、それはお分かりいただけるものだと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 次の質問にいきます。買い物支援のところに入ります。買い物支援の話なんですけども、非常に微妙なところがありまして、どういった支援を求めているかというところで全然変わってくると思うんですけども。例えばどういった年齢層が求めているのか。高齢者だけでなくして、要は子育て世代で小さな子どもがいっぱいいるから買い物に行った時に迷惑をかけるから、買い物支援を求めたいというふうな需要も中にはあるというふうなこともあります。移動販売とかというふうな話になりますと、それは対、業者に対しての支援をしていけば良いのかなとなりますけども、買い物に行くこと自体が、すごく億劫だよということ、あるいは重たい荷物を持ってないというふうになると、買い物代行ということに繋がってくると思うんですけど、何がその人にとって買い物が困難になっているかというところを見極めたうえで、支援策を考えていく必要があるのかなというふうに思います。

今回も以前、移動販売車のことに関しては、以前質問したこともあったもので、商工会にもいろいろ聞いてみたんですけども、予算要望とかの話はどういうふうになりましたかという話を聞いたら、制度的にまとめることができなかったという話と、例えば、その移動販売車が来たとして、商品がありますよね。例えば移動販売車が売りに来る商品が、必ずしもその地域の人が、例えば商品、大根なら大根があったとしたら、私はその移動販売車の人が売りに来る商品、大根なら大根を欲しいというふうなことではないということがある。需要

と供給のバランス、よくわからないですけどね。そのミスマッチする部分があって、本来ならば違う所の商品の違う所の商店のものが欲しいとか、そういったものがあるもので、ちょっと一概に移動販売車だけを支援するというのも、いまいちだよというふうなことも言われたんですよ。そういうことを考えると、買い物代行ということを考えていくのも一つなのかなと思いますけども、そのへんはどうなのでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 一人一人によってニーズが違いますので、あれもこれもということではなかなかできないわけがございますけども、議員が今、例え話で出されました大根、移動販売車で来た大根は買いたくないけども、違う店の大根は買いたいというような方がもしいらっしゃるのであれば、先ほどから出ております運転ボランティアの養成講座が済んで、その方に運転して行って一緒に連れて行ってもらうということも、当然できるわけがございます。昨日の施政方針でも述べましたけれども、今後、タクシーのそういった支援をしていきたいというようなことで、ご自身でタクシーを呼んでいただいております。お買い物していただければ、家の前まで迎えが来て、家の前まで送ってくれるというようなこともありますから、当然荷物が重たくてということは、バスと違ってタクシーであれば補完できるのではなかろうかということ、町のほうとしては考えております。ですので、その方たちがどのようなニーズをされているかということも含めて、この“ささえ愛西伊豆”の買い物ボランティア養成講座の中で、ご検討はいただけるものというふうに町としては考えております。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 外出と買い物につきましては、今、社協のほうでアンケートを取っております。町内の65歳以上の男女に500部でございますが、外出の状況とか日常的な買い物とか、どこの商店で買ってますとか、そういう状況。あとは、日常不便をなしていること、どんなことがありますという状況もアンケートを取ってまして、この3月中にはまとめて、それらもその“ささえ愛西伊豆”の中の町の状況の一つとして検討材料にはなってくるかとは思っています。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） アンケートを取って、ある程度の需要、ニーズなりを把握したうえで買い物等々のボランティア、支援とかに反映していくというようなことでよろしいんですね。わかりました。そのへんはいいです。

次行きます。ゴミ出しについてです。このゴミ出しについても、これから先の問題。単純

に、集積場までゴミを持っていくことが困難なのか、あるいは例えば分別などのルールが、もう、ちょっとだいぶわからなくなってきたわよというふうなことなのか。そういったところを、よく把握することから始めていかなければならないと思いますが、そのへんのところの手立てというのは何かないですか。そういったことはしてありませんか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） まずそれも含めて、そのゴミ類を持ってそこまで行けないということがあるのか、家の中が散らかっていてなのか、それとも、その分別の仕方がわからないのかによって、当然ニーズというものが変わってくるかというふうに思いますけども、そういったゴミ出しのボランティアにつきましても、今後、助け合い西伊豆のほうで、地区ごとの助け合い活動座談会を開催されるということでございますから、そこの中でニーズ把握はされてはいくものだというふうに思っております。ただ、議員がおっしゃるように、国のほうのことにつきましては、総務省のほうから支援がというようなお話も来ておりますので、そのへんの支援が、どの程度いただけるのかわかりませんが、うまく制度は活用しながら、そういった手助けはしていきたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そうしますと、すべては座談会の中での話し合いが基本であって、それを開催しての結果を踏まえてということでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、どこからこういうのを選んで今一般質問されているのか、よくわからないんですけども、今すでにゴミ出しで困られている方は、たぶんどなたかの手を借りてゴミを出されているのではなかろうかと想像できるわけです。中には、お隣の方が、じゃあラジオ体操に行くときに、あなたのゴミを持っていきますよということで、ボランティアいただいている方もたぶんあると思います。では要は、近所の助け合いの中でやっていただいていることでございますので、都会と地方とは全く状況が違います。全国一律に隣の住民がどなたかわからない都会と同じ制度をこの地区に持ち込まれましても、なかなか困るわけでございますので、そこはやはり田舎のいいところのお互い様というところは十二分にやっていただきながら、それでは満足にクリアできないことに関しては、皆さまでこういった助け合いということをやらなければいけませんね、ということを社協のほうで今後やられるということですから、今、先ほど課長の答弁の中のニーズ把握ということがありましたけど、いろんなところでこういった声があるのかということ、社協が聞いた中で、判断をさ

れていくものだと思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） はい。わかりました。やはりニーズ把握のところにいきつくのかなというのわかります。普通の分別でない、普通の可燃ゴミなんかの集積に関してはですね、本当に近所の所の人が協力しながらやっているというのが田舎の良い所であって、直接型でいろいろな所で各市でやっているよ、職員がやっているよ、という話の中は、本当に近所のつながりが薄くなっているという所の市は、表に出してくれれば、直接職員が通勤の途中で集積場まで持っていくということをやっているということは、よくわかるんですけど。一つですね、分別がちょっとあまり思わしくなくなってきたというふうな人の手助け。これに関してはどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 思わしくないの中身がわかりませんので、答弁ができません。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 分別の当番なんかで立っていたりする時に、お年寄りで独居でしている人、あるいはお年寄りの夫婦のみで住まれている人たちが、分別のゴミを持ってきたりする場合に、分別はだいぶできなくなっているような感じで、ゴミを分別ごみを持ってきたりする場合がけっこうあるなというふうになっている場合ですね。もうそろそろ分別も厳しいのかなと思われるような世帯ですね、こういう世帯がさらに多くなってきたら、少し手助けが必要なのかなと感じる時があります。これがですね、もっともっと多くなってきたら、やはりそこには支援の手が差し伸べなければならないのかなと感じる時もあります。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員がその分別が厳しくなっているということの意味がよくわからないんですが、分別収集の場所に行きますと、これにはペットボトル、これにはトレーとか缶とかビンとかという。もう個々にそこに分かれているわけですね。ですからまとめて持ってくるからわかりませんが、入れる時にそこで分けていただければ分別はできるわけですし、地区には分別当番でそこにいらっしゃる方も当然いるわけですので、もし違う所に入れたら、これはこっちですよというようなこともやっていただければ、それはそれで解決できるのではなからうかというふうに私は思うんですけど、それができないのでしょうか。

○議長（山本智之君） 一般質問の途中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時14分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 先ほど、分別のところ、意図があんまり通じなかったみたいなんですけど。要するにですね、分別に持ってくる高齢者の方々の中には、押し車みたいなやつで、ことことことこと、ゆっくりゆっくりと持ってきてながら、その話もありまして、持ってきたと思ったら分別はしてない。一緒くたに持ってくるわけですよ。それで、本来ならば綺麗に洗ってきての話のところ、そこも洗ってきてない。そこをまた洗ってあげれば、そこをね係の人がぽっぽぽっぽ分別してやればいいんでしょうけども、そこからまた手間が一つ一つかかるというふうになると、この人は分別のルールがもうすでにできないのかなという事例が、ある地区には多くなってきているのかなというふうに。私が自分で分別の当番をやった時には、そういったことも見られたということがあるので、そういったことを見ると、分別のほうのところから、ゴミ出しのところの支援が必要になってくるのかなと感じるわけなんですけど、そういったことは把握していくということも必要なのかなと思いますが、そのへんはどうでしょう。

○町長（星野浄晋君） そういったことがあるということがあれば、広報西伊豆でもう一度分別については、よく洗ってお持ちくださいということも広報しなければいけないというふうに思いますし、したとしてもやはりそういったところに、高齢者なのでという理由なのかわかりませんが、できない方がいらっしゃった場合は、やはりそのニーズの中で言うていただければそういった地区ごとの助け合い活動の中で、こういったことはした方がいいねというというような話にもなるかというふうに思いますので、まず議員のおっしゃるようにニーズ調査をして、その後、社協さんとしてどういった活動ができるのか、という事を踏まえて検討はしていただけるものと思います。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） それと、先ほど町長も言うておられましたけども、全体的な広がりの中で考えますと、西伊豆町独自のゴミ出しボランティアということを考えましたら、やはり

ラジオ体操グループですか、そういった部分の話がありました。ぜひともそういったところと、いい形のものを作っていただければと思っております。

次の見守り体制のところで行きます。見守り体制のことで、これは広域のネットワークに参加する予定でという話があります。一つ、ぜひとも留意してやってもらいたいなということで行きますと、この早期発見ということですね、とにかく。これに関しては、少し調べていくと、必ず行き当たるのが、愛知県で起きた事件です。たしか92歳ぐらいの人だったかと思うんですけど、徘徊中にJRの事故に起こして、死亡された。そしてJRの東海が振替輸送費を遺族のほうに請求したと。それでは最高裁まで争ったということですよ。西伊豆町には、そういった電車等は走っておりませんが、第三者に対する補償等々が発生する事例とかが起きるとも限りませんので、ぜひともそのところは、できれば一般の人を巻き込んだ見守り体制を、拡充をさらにやっていくべきだと思いますけど、そのへんのところをもう一度お願いしたいんですけど。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 他県の情報はよくわかりませんのでお答のしようがないわけですが、西伊豆町は、人口8,000人をきっているところで、ある程度この方はどこの人ということがわかったうえで皆さん生活をされておりますので、そのへんは都会とは比較にならないのかなというふうには思います。ただ、この間行方不明者が出ておりますけれども、私が首長になってからは、個人情報とは言えども、いなくなられた方の名前を公表することによって、知っている方は探してくれるというような事案もありますので、今名前も公表し、地域の皆さんにも手伝っていただいて捜索をしているのは事実です。ただ、一番困るのは、いなくなられたご家族の方が警察に通報して届を出しても、警察から市町には情報がいつまで来ておりません。ですので、前回のお話で行きますと午後2時には警察は知っていたということですが、役場のほうに知らせが来たのは、午後5時だと。空白の3時間が当然出てくるわけですので、いち早く教えていただければ、私達は消防団を出動させることも可能だということになります。それで先ほど壇上で申し上げましたように、これからは所管の警察署であったりとか、地域の見守りSOSネットワークなどとの連携を深めていくということですので、議員ご心配はわかりますけど、今まで以上にそういった情報共有がされることによって、高齢者の早期発見には繋がっていくのではなかろうかというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） そのへんはわかりました。何分にもね、その件に関しては情報共有が一番ですので、これからは、しっかりとやっていてもらいたいと思います。

ダチョウのほうのことについての質問にいきます。具体的なものは、まだないという話ですけども。あそこでダチョウのことをやっている地域おこし協力隊、4月で任期が切れると思うんですけど、そうすると一般と言ったらいいんですかね、普通の民間の扱い、普通のあれになると思うんですけど、そこから先が全然何もないんでしょうか。例えば、あそこの土地を借りているにあたって、以前も言われたんですけども、あそこは宇久須の財産区の土地でありますよね。そうすると宇久須の財産区、それと事業者、それから町等々を含めて、話し合いが行われるべきだと思うんですか、そのへんについてはどうなんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 地域おこし協力隊としては、3年経って卒業というような形になるわけでございますけども、ご本人は西伊豆に定住をした中で、その事業に関してはそのまま継続をしてくと。当然鹿や猪を獲る免許もお取りになっているわけでございますので、そういったことも継続的に行っていただきたいというふうに思っておりますし、今回、牧場の家など含めた指定管理が変わりまして、その業者さんからは、牧場の家ではそういったジビエの料理を出したいというようなこともありますので、うまくそのへんがですね提携をしながら、地域おこし協力隊ではありませんけども、西伊豆町内で活動はしてくれているものというふうには伺っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 私、1点ちょっと気になったことあったのですが、宇久須地区に関して、宇久須の財産区だよりということで、こういった回覧が回ったんですが、この中に、ダチョウの飼育における水質調査に15万円が予算化されましたと。調査地区はダチョウ飼育水流質地点、鱒の貯水地点、鱒の所と神田橋の下とか、そういった所の4地点だということで書いてあって、その調査結果が出次第、次の回覧で知らせるよという内容でした。こういった水質調査というのは、何のための調査なのかということが一つあれだったんですけども。不安があるから、こういった調査をするのかということか。あるいは、この調査によって、いろいろあまりよろしくない結果が出たら、ダチョウはあそこで飼育できないのかなというふうに思ったんですけど、そういったことはないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） これは財産区さんの判断なんでございますけれども、当然自分たちの

土地を貸しているわけですね。財産区は地域の皆さんのものでございますので、それによって、下流域に影響があるのかないのかを調べたいということで、この予算を取ったというふうに聞いております。結局そこで数値的に悪いものが出るとなれば、財産区としては土地を貸すことはできないという判断になるかというふうに思いますけども、根拠もないもので、いてもいい、いては駄目だということの判断はできないので、そういったものをされるというふうに伺っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） あまりよろしくないデータが出た場合には、財産区の土地だからという話があったんですけども。だとしたら、私は財産区の土地結構広くあるものですから、これから先々もダチョウの飼育を、あそこの財産区の土地の範囲内でやってもらうということをお前提としたならば、例えば、下の方のあそこは牧場の家からすぐ近くの所にありますので、あそこは夏になると上昇気流がもろ牧場の家のほうに行くような土地みたいなんです。です。できたらそういった所の影響が薄いような場所、例えばカーネーション団地、だいたい下のほうになると思うんですけど、そこらへんまでを含めた中で、場所をこれから先々長い付き合いになると思いますので、土地を変更することは、できないものなのかと思うんですけど、そのへんは検討できないものなのでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） カーネーション団地につきましては、今ご利用になられている方がいらっしゃるということでございますから、その方にどいてくださいというわけにもいきませんので、当然町のほうのとしては、そういった事はできないということになります。逆に、カーネーション団地でおやりになられている方が、どいた後に逆に財産区さんのほうから、ここを使ってはどうかという提案があれば、ご本人が検討するかもしれませんが、今そういった段階ではないということになります。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） わかりました。今、現状ではそういった段階ではないということですね。それでは、最後の項目のところなんですけども、町長のほうから、たしか地域おこし協力隊のほうで、一次産業というふうなことで、遊休農地なり何なりをというふうなこともありました。ただ、西伊豆町内には、まだまだ飲食店なりもですね、結構あれですね、空いているところもけっこう多いと思うんですよ。けっこう朽ちているようなところは別ですけども、ちょっと手をかければ、まだまだ使えるよというものもたくさんあるような気がします。

そういったものの情報を、一番持っていそうな、不動産屋さんなのかなというふうに思いますけども。そういったものの情報提供をやっていく、あるいは、最初からもう、遊休じゃないですか、移住、定住に特化したような地域おこし協力隊を募集するというふうなことも、ほかの所の自治体は例があるように思いますけども、そういったことを西伊豆町でもやってもいいのではと思いますけども、そういったことは考えられないものなのではないでしょうか。そのへんどうでしょう。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 確かにその移住、定住に特化した地域おこし協力隊というのは、西伊豆町にはおりませんが、企画調整係を先頭にそういった移住、定住をフェアに行ったりなどをして、議員の思われるような活動は今西伊豆町の役場の職員がしております。ただその空店舗があるから、じゃあそれを提供してお店に来てほしいということをやったとしても、じゃあその店舗を持ってですね、営業した時に赤字になる可能性あれば、当然来ないわけですよ。ですから、それはやるのであれば、しっかりと黒字になるという地盤を作っておかなければいけないということと、逆に黒字になれるほどの魅力のあるお店でなければ、来ていただいたとしても、3年後に撤退ということになってしまうわけですので、そこは上手く見極めていかないとなかなか難しんではなかろうかということは、町としては思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 確かに、移住、定住フェアという所に職員が出向いているよというのが、いろいろな所の中で話は聞きます。ただ、職員が少ない中で、そういった所にも出向いているわけですから、その部分に地域おこし協力隊が協力できれば、少しいいのかなというふうに思っただけの提案です。その点でどうでしょうかということです。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 地域おこし協力隊がやられた場合は、自分も同じ境遇というかですね外から来た方なんで、西伊豆の魅力を伝えていただくとか、そういうことに関しては良いのかなというふうに思いますけども、役場の職員が行くことのメリットというのは、役場としてはこういう支援ができますよということを明確に伝えることができるということが、メリットになるかなというふうに思っておりますので、西伊豆町としては引き続き行ってきたいと思います。今回の農業で来られる方につきましても、そういったところで来られた時に、農業をやるのであれば、こういう場所がありますよ、町としてはこういう支援がありますよ、

こういう地域おこし協力隊という制度がありますよと説明をした中で、来ていただいたということになりますから、そうすると地域おこし協力隊がそこまで踏み込んだ内容を説明できるかということになると、なかなか難しいので、西伊豆町としては、役場職員が積極的に関わったほうが移住、定住者が増えるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（山本智之君） 山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時39分

◇ 西 島 繁 樹 君

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、西島繁樹君。

8番、西島繁樹君。

〔8番 西島繁樹君登壇〕

○8番（西島繁樹君） それでは、議長のお許しを得ましたので、壇上から質問をさせていただきます。

私からは、防災対策、高齢者の足確保、新型肺炎対策について、3点お伺いします。

防災対策については、（1）乳児用液体ミルクの備えについて。

災害時の備えとして、乳児用液体ミルクへの関心が高まっていますが、当町では備えませんか。

（2）倒木等による電線被害防止対策について。

暴風雨により、電線などを断線させる恐れのある樹木を未然に除去する予防伐採を電力事業者と協働で県が始めました。

当町でも率先して停電の防止対策として予防伐採に取り組むべきと思いますが、いかがで

しょうか。

(3) 災害時の避難所運営に女性の意見反映が重要について。

ただでさえ厳しい環境の避難所であって、女性はもちろん、子どもや高齢者にまで配慮したきめ細かい備えをするうえで、男女共同参画の考え方がかかせません。

都道府県防災会議での女性委員の割合は、去年の、1年前の4月1日現在で16パーセント、政府目標は30パーセントです。我が町の女性委員の割合は何パーセントですか。

2つ目の大きい件名の2つ目、高齢者の足確保について。

(1) 「交通弱者」の移動手段確保について。

県内各地、全国的にもそうですけども、車を持たない高齢者、交通弱者の移動手段確保に向けた取り組みが進んでおります。我が町の現状と今後の取組みはいかがでしょうか。

(2) 買い物難民について。

食料品などを積んだ車が町内を巡回する「移動式スーパー」の現状と今後の課題はありますか。

3つ目として、新型肺炎対策につて。

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策はありますか。

(2) 経済への影響と支援策について。

インバウンド旅行客のキャンセルに続き、国内客の予約減少が起きていると思われませんが、町内のキャンセル状況、予約状況等を把握していますか。また、その支援策について、国・県と相談していますでしょうか。

壇上から以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、西島議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の防災対策について。

(1) 乳幼児液体ミルクの備えについての質問でございますが、令和元年6月定例議会の一般質問におきまして、西島議員から同じ質問を受け、防災課、健康福祉課と協議をいたしました。乳児用の液体ミルクは、取扱いが大変便利なうえ衛生的であるため、早期に備蓄することとし、先月これは2月13日でございますけども、使い捨て哺乳瓶とセットで備蓄納品が完了したところでございます。

次に(2)の倒木等による電線被害防止対策について。暴風雨により電線などを断線する

恐れのある樹木を未然に除去してはということでございます。

まず、県に令和2年度予算で予防伐採に対する市町への補助を考えているのかを問い合わせをいたしました。県としては令和2年度に予算措置はしていないが、県主催で予防伐採推進議会等を開催して、市町の状況を確認し、必要により今後市町に交付金等を考えたいとの回答でございました。

次に電力事業者さんに相談をいたしましたら、電線の半径2メートル以内の伐採は事業者サイドで負担施工するので、それ以外の伐採を町で負担していただければ予防伐採を共同で施工することも考えられるとの返事でございます。必要により協議を進めていきたいと思っております。ただ、直径10センチ以上の伐採木の処分は町が行う。土地所有者の事前承諾を得ておく等の条件がございます。

次に(3)の災害時の避難所運営に女性の意見を反映させる重要性について、我が町の防災会議の委員の割合はとのご質問でございます。この件につきましては以前から答弁をさせていただいておりますが、基本的に避難所の直接的な運営は自主防災会にお願いすることになると思っております。ですから、昨年からの町民防災会議で行っておりますタイムラインの作成などを通じて、事前に何を行わなければいけないかを皆さまに考えていただく機会を町としては作っております。

また、災害ボランティアコーディネーター連絡協議会や社協とも連携をし、避難所生活体験を事業として行いましょうという呼びかけもしておりますので、ぜひご参加いただければと思います。加えて女性であるとか、子どもであるということも大切ですが、まずは皆さまが当事者意識を持ってもらうことによって、円滑に避難所が開設されるものだと思っております。防災委員の女性の割合につきましては、昨年6月定例議会の芹澤議員の一般質問でお答えしましたが、西伊豆町は0パーセントでございます。ですので、災害ボランティアコーディネーター連絡協議会の方々に、ご協力をいただいているところでございます。

次に大きな2点目の高齢者の足確保について。

(1)「交通弱者」の移動手段確保について。我が町の高齢者の「交通弱者」の移動手段確保に向けて現状と今後の取り組みは、というご質問です。平成30年度から70歳以上の在宅高齢者を対象に3,000円分のバス券を交付する事業から、利用者負担500円で1,300円分のバス券を購入できる補助に変更し、利用者の利便性を図っていることは議員もご存知だと思います。また、タクシーの補助につきましては、施政方針でも述べさせていただき、今議会での増山議員や山田議員にもお答をさせていただいたとおりでございます。

次に（２）の「買い物難民」について。食料品などを積んだ車が町内を巡回する「移動式スーパー」の現状と今後の課題はということでございますが、移動販売車は大変有効だと考えております。ただ、近年利用者の減によるものなのか、採算によるものなのかはわかりませんが、事業者さんの数が減ってきているのが現状でございます。山間部などの買物が困難な方からいたしますと、なくなつては、なくしてはならないものでございますので、何かしらの支援も今後必要になろうかと思っております。

次に大きな３点目の新型コロナウイルス対策について。

（１）新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策はあるかということでございます。国や県から毎日のようにメールが届きますが、拡大防止策について明確なものは示されておられませんので、お示しすることはできませんが、新型コロナウイルスを防ぐには日常生活で気を付けることといった注意喚起等が示されており、まずは自己防衛策としてマスクの着用、うがい、手洗い、除菌のための消毒等を各自が行うこと。また、発熱等の風邪の症状がみられたときには、学校や会社を休むようにということが言われております。

次に（２）の経済への影響と支援策について。町内のキャンセル状況、予約状況を把握しているか。また、支援策について国と相談をしているのかという質問でございます。西伊豆町としては、宿泊者のキャンセルなどが多く発生していることから、観光施設などに対しまして支援をしなければ基幹産業に大きな影響が見込まれるため、補正予算を今議会にお願いをし、対応をしたいと考えております。なお、今議会皆さまに資料として、今現在のキャンセル状況、そして４月、５月を含めた状況につきましては、ペーパーでお配りをさせていただきものでございますので、ご覧をいただければと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○８番（西島繁樹君） それでは、一つずつお伺いしますけど、もう一度。その乳児用液体ミルクについてですけども、これは期間が、保証期間が短い。半年若しくは１年ということがありまして、なかなか置きにくいということと、西伊豆町の場合、人口が例えばお子さんのゼロ歳児、１歳児ぐらいですか、対象。２０人とか３０人、４０人ぐらいということですけども、だから逆に経費的にはたいしたことがないだろうという言い方は失礼ですけども。それと、その各防災会に置くというは大変だし、いないところもありますからということで、災害対策本部というか、本庁のほうへまとめて置いておいて、期限が切れたと、切れる前に、その支給するところが一番多いんじゃないかと思っておりますけども、そのへんの考え方を教

えてください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですので、今年度ですね、6月議会で議員から質問がございましたので検討した結果、議員おっしゃるように半年の物、そして1年の物がございます。1年のものを購入し、半分ずつサイクルをしながら、備蓄を変えていくというような形で、半年経ったものにつきましては、手形を取りに来られた新生児の方にお渡しをし、日常生活でも使っていただければいいですし、また、ご家庭であと半年は保管できるわけでございますので、備えていただくということも可能なのかなというふうに思っております。今後もうこういったうまく循環をしながら、備蓄数は必要量持っておきたいと思っております。今現在は120本持っておりますので、だいたい3日分くらいは対応できるのかなあというふうな計算でおります。ただ各地区に置くことにしますと、その方が必ずそこにいるとは限りませんので、一カ所に町が保管をしたいというふうに考えております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） この液体ミルクについては、だいぶ改良もされて、最初の時は飲み口がなくて他の容器に入れなきゃいけないというような問題がありましたけど、今は飲み口がついてますし、ということでまた乳牛会社の大手3社、日本の大手3社がみんな揃い踏みしまして、これを作ることになりましたので、価格も若干は安くなってくるかなと思っております。よろしくをお願いします。

それから2つ目の、倒木等による電線被害防止対策についてですけども、これは、町長言われてましたように、個人の所有の土地等があるわけですし、県のほうの調べというか、あれにも県市町の観光有地、いわゆる県や町で持っている土地は16パーセントだと。残りの84パーセントは民有地だということで、町長が言われるように土地所有者の確認とか、土地所有者へのお願いをしなければいけないとかという面があるわけですけども。そんなもので、前回12月議会の時にも、所有者不明土地の調べ方があるはずだから、それ調べておいたほうがいいですよというお話をしたわけですけども、そのへんは今どうなっていますでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、町がこの事業を行うということになれば、すべて町が行わなければいけないということなるかと思いますが、ある地区の区長がお越しになりまして、情報だけ教えてくれれば、要は誰の土地なのかということをお教えできれば、区のほうで交渉をして切らせていただきたいということで、お願いをするよというようなことも伺っておりま

すので、できればそういった各地区のほうが、その家主の方と顔見知りであったりとか、役場が入って全く知らない人が行くよりは話がスムーズに進むのかなということもありますので、そういった皆さまのお力を借りながら、可能なところから進めて行きたいというふうには考えております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） これについては、12月議会でも、私これを話したわけですが、具体的に、19号台風の時、去年の19号台風で二日以上、というか二日停電になった箇所がありまして、かなり大きく広範囲で不便を被ったというのがありましたものですから、これを聞いたわけですが、

それと道路が決壊してという面があるものですから、あらかじめ事前に要するに倒木の可能性がある所を、切っておいたほうが道路のためにもいいし、断線しないようにするためにもいいということでこれをお願いしたわけでございます。

それから、その避難所運営についてですが、ボランティア協会の女性スタッフなんかをお願いしてますよということですが、今、うちのほうは大きな災害で被害にあって長い間避難所にいるというケースが、今のところ幸いにしてないわけですが、あった場合にですね、いろいろ女性が一人しかいないから、議員も私しかいないのでちょっと私から説明しますが、防災会議にちょっとした文章ですが、防災会議に女性委員が参画する割合が高いほど生理用品やアレルギー対応食、洋式トイレといった物資の備蓄率が高いことがわかっていると。女性はもちろん、子どもや高齢者にまで配慮したきめ細かい備えをするうえで男女共同参画の考えかたが入り用だろうというふうになっています。ぜひ、女性、私らだけ現実ね、各町内会や各防災会で私らそんなのやりたくないよという現実かなんかあると思うんですけどね、役員をやっていただいた女性がいらっしゃる所もありますけど、何て言うんですか、もっと進めていくということも必要じゃないかと。女性の委員になっていただくのも進めていくことも必要ではないかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） あくまでも、この自主防災会でお出になられていた方というのは、区の推薦で出てきていらっしゃることでございますので、町のほうから、必ずしも女性でなければいけないというようなお願いは、しにくだろうというふうに考えております。ぜひ大浜区から女性委員を出していただければ、大変助かるなというふうに思いますので、西島議員にもご尽力お願いできればと思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） ぜひ、お互いがんばりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、「高齢者の足」確保ですけれども、これは前の山田議員からもお話があったわけですが、具体的に、やっていかなきゃいけないぐらい必要性が出てきているのかなと思っておりまして、それでいろんな方法というか、そのボランティアでやるとか、あるいはその地域包括支援ですか、そちらのほうでのお互い進めていただいているわけですが、一つですね、ちょっと別の形で、これ伊豆新聞に載っていましたが、公共交通空白区域にタクシーという云々が出てまして、要するに松崎のバス会社が西伊豆町、松崎町でジャンボタクシーを今度やるということが載ってますけれども、5人乗りと10人乗りのジャンボタクシーを用意して、山間部や過疎地域など移動手段など大動脈である公共交通の手が届かない場所を補うことを目的の一つにしているという、こう載ってますけれども。これは、例えば具体的に町のほうに、こういうのやりますよ。こういう今度タクシー始めますよとか、あるいはどういう料金体系でやりますとかという連絡というのか、そういうのは来ているんでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） タクシーの事業を始めるというようなことは、伺っております。ただ料金体系につきましては、これ法律で決まられていることをございますから、全国一律この地区はこう、この料金、この料金と決まっていますから、特段交通空白域だからあそこのタクシー会社さんだけ安いというようなことはないというふうにも考えております。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） 要するにこれは、特別なタクシーだから、今従来タクシーってありますけれども、それより例えば相乗りタクシーとして乗れば安くなるんだよとか。相乗りタクシーを認めているタクシーなのか。そういうのはわかっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その新聞に載っている業者さんにつきましては、あくまでもタクシー業務を始めるという申請を出しているというふうには伺っておりますので、仮にですね、2名で乗られれば、料金は自分たちで按分すればいいだけの話でございます。乗合で誰々を拾って誰々を拾ってという業務をやるというふうには聞いておりませんので、そこは利用される方々のうまく配分でやっていただければというふうに思います。

○議長（高橋敬治君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） もう一つ、買い難民についてですが、移動スーパーというか、これに

については、町長がなんとしても残したいというのがありますけども、山田議員のほうからありましたけども、高齢化が進むことによって、今までは具体的に言うと大沢里だとかそういう所が空白域、買い物難民が出てきて不便がありますということだったんですけども、それが町内全体でそういう地域が増えつつあるんじゃないかと思います。だからこれはぜひ、八百屋さんに行って、町長がおまえやれよというわけにはいかないでしょうけども、なんかこう町としてそういう指導として、業界に対して、あっちのほうも大変だよと、こっちのほうも大変だけど出さないか、という町として、なんかあれば商工会通じてやるのか、そういうことも必要でないかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 町のほうからそれを言うのはなかなか難しいのかなというふうに考えております。先ほど壇上でも申し上げましたけれども、近年その利用者の減なのかはわかりませんが、移動販売の業者さんが減っていると、減っている中でそこに行政が入っていきますと当然、民業圧迫、お客様の奪い合いということにも当然なってくるわけですので、なかなか難しい。ただ、先ほど山田議員のほうから、これじゃなくてこれが欲しいというような要望があるということであるならば、山に登る前に電話をいただいて、私はこれとこれとこれが欲しいんだと、それを車に積んで持ってきてくださいというような発注方法も考えられるのかなというふうには考えておりますけども、そこはあくまでも民間企業さんでござimasので、ご自分の所の経営努力というのも必要ではなかろうかというふうに思います。ただ、壇上で申し上げましたように、なくなるとやはり困られる方がいらっしゃいますので、支援というものは必要ではなかろうかというふうには考えております。ただ、このことにつきましては、商工会のほうから未だにそういった要望は出てきておりませんで、できればその現状を商工会のほうで把握をされて、町のほうにこういったものが必要だということ言っていたかないと、町のほうとしては個別案件には動きにくいのではというふうに思います。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） わかりました。よろしく申し上げます。それと3つ目の新型コロナウイルス感染症の対策ですけども、これについては、町長も行政報告、それから昨日の行政報告等で説明していただきました。ありがとうございます。何て言うか、初めてのケースということもないですけど、こういうのってなかなか大変難しくて、対策としては要するに、いろんな所に出ていかないということで、町としても4月4日でしたか、4日の黄金崎さくらまつり、町が主催とは言い切れませんが、町がやっている、関係しているイベントを

全部中止ということになっています。それは必要ではないかなと思っております。

それから、経済に対する影響ということで、これいただいていますけども、3月1日現在、その前2月20日とか、順次時系列でいただいている。こういう情報が入れてあるわけですけども、経済への影響ということが大きくて、一つはお客さんが来ないから、あれは具体的にゴールデンウィークまでもう駄目だよというような町の中の話があるわけですけども、そういうのに対するのと、今月いっぱい休みなさいと、休みなさいというか、子どもが休みだと。だから親御さんが家にいる時のケースがマスコミなんかでもやっていますが、具体的に町内でもそういう人も発生し始めているということで、国としては、一日あたり8,330円ですか、最高ですけども、それを支給するというような数字も出てきてますけども、だから個人のお子さまを見守るためにということと、それとその事業所に対する支援策ということで、補正予算のほうで3,500万やっただいただいていますけども、あとは国のほうのつなぎ融資というか、そういうのも出てますけども、そのへんはそれまでやらないと、おらんとは無理かなという話は聞いていますでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野淨晋君） つなぎ融資の話は聞いておりますし、逆に町内の業者さんからいろいろな聞き取りをする中では、このつなぎ融資が仮にあったとしても銀行のほうがそもそも融資をしてくれないということになると、その融資の利息であつたりとかそういったものをいくら国が保障するとか補填するとか言ったところで、うちには1円も来ないという嘆かわしいご意見も伺っております。ですので、そういったものを踏まえてですね、2月6日の報道を受けて、西伊豆町としては2月7日の時点で入湯税相当額をまずはそこに支援として真水を出しましょうということで、皆さまにも全協でお話をし、昨日の行政報告の後にも、お話をさせていただいているかというふうに思っております。本当に観光立町としては大変厳しい状況には変わりはありません。

ただそうは言いましても、全員お休みをいただくということになりますと、じゃあ介護施設に行かれている方はどうするんだということにもなりますので、やはり子供をお預かりをしないと、観光だけではない他のところで働いている所にも当然影響が出てまいりますので、町としては学校は臨時休校ということですけども、最大限子どもの受け入れる環境は作っているということで、なんとか対応は打っております。ただ、経済につきましては、先ほど昨日、増山議員からも一般質問受けておりますけども、これだけで足りない状況になりつつあるような予測も当然出てくるわけでございますので、皆さまとご相談をした中で、町として

できる支援はさせていただきたい。ただ、袖はたくさんございませんので、そのへんもよく考えた中での支援になろうかと思えます。

○議長（山本智之君） 西島繁樹君。

○8番（西島繁樹君） コロナ対策については、刻一刻と状況が変わってくるので、希望的には3月いっぱいぐらいで収束して、これはウイルスの話ですから、なかなか簡単に、じゃあ俺帰るとウイルスが言うわけじゃないですから、難しいんですけど、刻一刻と変化していますから、いろいろお話聞いてますと、柔軟にどんどんどんどん変化に即して、町のほうも対応を取っていただいているのわかりますので、大変ありがたいと思えますけど、今後もそれを対応していくことをよろしくお願ひしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（山本智之君） 8番、西島繁樹君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時16分

◇ 芹 澤 孝 君

○議長（山本智之君） はい、一般質問を続けます。

通告6番、芹澤孝君。

4番、芹澤孝君。

[4番 芹澤孝君登壇]

○4番（芹澤 孝君） さっそく質問に入らせていただきます。

高齢者の日常生活支援の件で、

(1) 介護予防、日常生活支援総合事業についてですけど、当町においても平成29年度より、介護保険への負担を少しでも減らそうと、介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。

この事業の眼目に、雇用労働者、ボランティア、地域包括職員等の活用による支援により多様なサービスを提供し、少しでも事業費を下げようという考えがあります。

①多様なサービスの実施状況はどうなっているのでしょうか。

②この総合事業における従前の訪問介護相当・通所介護相当の実施状況はどのようになっているのでしょうか。

(2) 移動困難者買い物行動支援サービスについて。

高齢者の生活の質を高める事として買い物行動があります。買い物行動支援については、要介護者・要支援者・総合事業対象者については、介護保険の範囲でケアプランに組み込むことができますが、1ヵ月単位のプランであり、急な買い物要求には対応が難しく、自由度に欠け利便性が劣るとい面があります。

また、町は、公共交通が十分に整備されておらず、家族等による買い物行動支援が容易に行える環境にあるとは言えないと思います。

要介護・要支援・総合事業対象者以外の高齢者の中には、バス停までの歩行が困難であり、またバスのステップを上がるのに難渋している方がいます。

移動困難者である要介護、要支援、障害者、高齢者の買い物行動には多くの課題がありますが、先進の自治体では対応策として、買い物支援に特化したサービスを行っています。

移動困難者の買い物行動支援サービスには、福祉の面から見て、生活の質を上げるために必要な事業だと思いますが実施する考えはないですか。

(3) 行動困難者のゴミ出しについて。

過日、町内の足が不自由な高齢者の方から、ゴミ出しが大変なので近所の方が声を掛けてくれれば、ゴミ出しをしてくれると言ってくれるが毎回となると気が引けるので、お金を出して個人的に頼んでゴミを出ししていると言われました。私たちのような人を、助けるようなシステムはできないかとの意見がありました。

この件に関して、県内において御殿場市、湖西市、伊東市の3市では生活ゴミ出しが困難な要介護者、高齢者などの家庭のゴミ収集を行い、同時に安否確認をする事業を行い対象者から好評を博しています。

確固としたシステムがあれば、対象者は精神的負担なく利用することができると思います。当町においても実施する考えはないでしょうか。

同窓会の助成について。

(1) 同窓会の助成について。

平成27年国が提起した地方創生総合戦略を景気として、多くの自治体が、人口減少対策、地域経済活性化対策の一つとして、地域に於ける同窓会に助成を始めました。

当町においては残念ながらこの事業は行われませんでした。行われたならば好評を博したのではないかと思います。

同窓会へ助成する成果について疑問視して取り止める自治体がありますが、この助成は地域の祭り等の助成と同様に町民福祉の一つであり、費用対効果だけを考えてやるべき事業ではないと思います。

同窓会に助成することについては、どのように考えているのでしょうか。

以上です。

○議長（山本智之君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の高齢者の日常生活支援の件。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業について。①、②は関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。今後不足してくる介護人材を見込み、掃除の支援を総合事業で行う事ができないか、包括支援センター及びシルバー人材センターと検討を行ってきました。平成31年度から実施することを目指し、平成31年3月に講座“プロから学ぶお掃除講座 in 西伊豆町”を開催し、30名の方が参加をしてくださっております。その後、平成31年4月から西伊豆町人材シルバーセンターへ委託し、訪問型サービスAを開始しております。また、相当サービスの実施状況につきましては、平成31年4月から令和元年12月までの期間、訪問介護相当サービスが6事業所、利用者61名、述べ利用者は425名、通所介護相当サービスが6事業所、利用者が57名、述べ利用者は394名でございます。

次に(2)の移動困難者買い物支援サービスにつきましては、現在のところ町では把握しております買い物行動支援サービスについては、先ほどの西島議員にもお答えいたしました移動販売車によるサービス、地域限定でございますが、地域ボランティアとして中区、ご近所ネットワークがございます。また独自のサービスとして、社会福祉協議会及び梓友会が行っております、生きがいデイサービスの帰りにスーパー等に立ち寄ってくれるということも聞いております。来年度には、山田議員にお答えいたしました“ささえ愛西伊豆”による運転ボランティア、買い物ボランティアの養成等も計画しておりますので、社協と連携し支援体制ができるように取り組みたいと思っております。

次に行動困難者のゴミ出しについてでございますが、山田議員にお答えしましたように、ゴミ出しボランティアにつきましても、“ささえ愛西伊豆”による地域ごとの助け合い活動

座談間化会の中でそのようなニーズがどれくらいあるのか、また実施することになった場合、地域主体での活動が可能かなども含めて話し合っていたきたいと思っております。

次に大きな2点目の同窓会の助成の件につきましては、多くの自治体が議員のおっしゃるように定住人口の増加を目指して始めたようでございますが、大きな成果は得られていないというふうに伺っております。今後、西伊豆町として定住人口の増加や費用対効果を期待せずに行い、明確な目的のないものの実施は難しいと思います。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（山本智之治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） まず介護予防・日常生活総合支援事業についてですが、以下総合事業と言いますが、介護予防の生活支援サービス事業とこの一般介護予防からなっているわけですが、平成29年度より総合事業が始まったけど、住民主体の多様なサービスを供給することが求められているわけですが、いくら住民主体といっても、主体によりボランティアを活用するといえども、全く経費が掛からないということはないわけで、それなりに事業費は膨らんでおるといえるわけです。そのためには国としたら、介護保険の負担を増やさないように、この総合事業には、限度額というか上限額を設けているけど、当町では平成31年の総合事業の事業費は、介護予防、生活支援で3,282万6,000円、介護予防が872万6,000円と合わせて4,155万2,000円でしたけど、平成31年の限度額というのは、限度額、上限額というのはいくらだったのでしょうか。それと、この予算はこの31年度の予算は、限度額の何パーセントだったのか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 31年度の当初予算につきましては、総合事業の限度額としまして、原則の上限額があります。これでいきますと、おおよそ2,440万円です。

予算はその限度額の何パーセントであるかということですが、予算が203パーセントです。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） ちょっとおかしいな。なんで200パーセントの予算組めるわけ。介護予防のこの総合事業については、75歳以上の高齢者の伸び率掛ける前年、直近3ヶ年の平均でそれを掛ける、何かほかに点数あったかな。それで出した値が上限または限度額と言うか、それでその範囲内でやりなさいよということになっているのに、200パーセントになった。限度額が200パーセントというのはおかしいじゃない。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 芹澤議員が今おっしゃったのは、先に言いましたその原則の上限額という75歳以上の高齢者のその数値とかを掛ける算式がありして、それで出すのが原則の上限額で、うちの場合、総合事業を途中から初めまして、計算式による上限額は超えておりますけども、その一定の特殊事情としまして、県内1の高齢化率とか、その介護保険料の標準月額が県内1番高いとかそういう事情があります。その中でこの総合事業を行って介護事業に重点をおいて、この何年かで重点的にそこの部分をやって落としていくというので県、また国と協議をして、この203パーセントというのが認められて事業を行っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 203パーセントって、本当にそれ言って認められたとしても、それだけ介護保険については負担が増えているということだよな。本来ならば、100パーセント以内に収めてやりなさいよということなんだけど。ということは、先に話が行っちゃうけど、従前の訪問介護及び通所介護等の料金を下げて、それで下げる。それによってその100パーセント以内に抑えなさいと。それでまた、その他の多様なサービスのA B C Dについても料金を新たに設定して、できれば100パーセントに抑えなさいということなんだと思うんだけど、それを200パーセントでやっているというのはちょっとおかしいんじゃない。どうなんですか。それで全然、話が飛んじゃうけど、それがもし事業所に対する負担とか費用が、削ってサービス単価を削って、従前の訪問介護、通所介護は、その料金を下げたとしても、もし仮に下げた、その従来その事業者さんがそれを嫌ってやめまますと言われたら、これは介護難民が出て困るんだけど、できるだけそれを下げてもらって100パーセント以内に収めるのが本来の形ではないかと思うんだけど。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） さっき言いましたように、この限度額には実情と理想とあとは現状と言いますか、先ほど言いましたように、うちの町は、高齢化率が県下一番高くて、介護保険の標準月額も一番高いという現状の中で、それを解消するためにどうしていったらいいのかという部分で、この総合事業の中で予防事業とかに重点を置いてやっていくという部分がありまして、事業費が増えている部分もあります。

あとは要支援1、要支援2の訪問と通所介護を介護予防事業から相当サービスという恰好でこの総合事業へと持ってきております。それにつきましては、国の定めてあります予防給付の単価がありまして、そのサービス単価を同額という恰好でうちのほうはやっておりますので、これが金額を落として仮にやった場合、事業所のほうが安い単価だとできないという

可能がありますので、そこの部分は事業所の配慮した中でやっております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 200パーセントでやっているというのはちょっとびっくりしたけど、そこを話が先に飛んじゃったんだけど、この200パーセントということは、介護保険の負担が、国が25パーセント、市町が12.5、県が12.5、あと1号保険者が23、第2号が28だったか。という範囲の財源の中でやるわけだよね。そうして、200パーセント事業費組んだ時に、国とか県はそれ認めてその分出してくれているんですか、今。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それは県、国と協議して認めたから、この事業を31年度は行っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） わかりました。200パーセントと言ったら、質問をする必要がなくなっちゃったんだけど。この総合事業にあたっては、市町村はこの独自の訪問介護、通所介護を単価を、国が定める予防介護給付の単価を上限として、市町が国が定める上限を目安として、それ相応に定めることができるということだったのだけど。今さっきの話なんだけど。それで課長が言われるように、もし町が下げてね、サービス単価を下げて事業者さんが逃げられたのが介護難民ができるということで困るんだけど、やっぱりこれは単価をそのままにいくしかない、下げることはできないか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 議員は、今その質問をされて、200パーセントはけしからんから、その給付費を下げて100パーセントに落とせと。しかもそれに関しては、事業所が負担が増えたとしてもしょうがないだろうということを知りたいと聞いて一般質問されているんでしょうか。町としては先ほど課長が答弁しましたように、事業所がそういった困ったことになるとう事業所も困りますし、介護を受けられる方も困りますので、いくら100パーの上限を越えたとしても、国、県と協議をして、皆さんが困らないようにということで努力をしているわけですが、議員はそういったものはあくまでも100パーセントに近づけると、サービスが低下したり事業所に負担があっても下げるということを言われているわけですか。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから、その事業費をなんとか下げることはできないかということを知りたいわけですよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、事業費を下げるのであれば、サービス単価を下げるしかないわけです。ただサービス単価を下げるということは、事業所に入ってくるものが減るわけですから、当然事業所としては、そのサービスがしたくなくなるわけです。そうすると最終的には、このサービスを受けられている方が受けられなくなるということになりますから、町としてはそういうことのないように国、県と協議をして200パーセントかもしれません。上限額を超えているかもしれませんが、取り組んでいるというものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） そんなことはわかっていることじゃない。そんなことをいつまでも話してもしょうがないんだけど、下げる気ってどうか、そういうことは考えないわけですか。サービス単価をね、従前の訪問介護、通所介護の事業者さんに対するサービス単価については、検討するというのを考えたことはないわけですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） そのために総合事業で、例えば訪問のサービスAとかBとかCとか住民主体とか、緩和した基準によるサービスとかそういうサービスが出てきて、そして単価が下がってくるという仕組みになっています。うちの場合は先ほどおっしゃいましたシルバー人材センターが訪問のサービスをやってますけども、それしかまだ形として出てきてませんので、そのへんも今後ほかの多様なサービスとか、ボランティアのサービスができるのかとかです。この総合事業の相当サービスを使わなくても、訪問とか通所がボランティアの手でできるようなサービスもあると思いますので、そのへんもいろいろニーズを聞く中で考えてはいきたいと思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今そのシルバーと話が出て、今これからそれを聞こうと思ってたんだけど、その前に総合、訪問介護、通所介護等々のサービス単価自体は下げられないかっていう話なんだけど、そういうことは検討したことはないかという話です。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 検討した結果先ほど言いましたように、今うちの町が使っているのは国が提示している単価をそのまま使ってますけども、それを仮に下げた場合、事業所はその単価だとこのサービスはできませんとなった場合、今度、先ほど町長が説明しまし

たした介護難民というか、サービス受けたくても受けられない人が出てきますので、今のところは国の定時単価をそのまま使っている状態です。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 総合事業サービスについて、今言われたように、総合事業の対象者の設定を受けた要支援者と1、2の方と事業対象者と言われる方が介護サービスを受けられるわけですね。それで事業対象者というのは要支援には該当しませんけど、要支援者に該当しないけどサービスを受けたい方、または何らかの理由で早急に介護サービスを受けたい方が、役場窓口でこの25項目からなる基本チェックリストにより、且つ完全スピーディーに事業対象者になるかどうか判定されるということですね。この事業対象者に判定されれば、この介護保険は要支援者に1に準拠した支給限度額の介護サービスを受けられることになって大変いいことなんだけど。この要支援かどうかのグレー状態の人にとっても、この要支援の介護認定のように時間がかからないので大変有意義だということですけど。平成30年などのこの成果説明書では、事業対象者はわずか10人なんですよね。これまだ十分にこの制度、事業対象者という制度が知られていないように思うんですけど、この事業対象者についての周知というのはどうなってますか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 総合事業の対象者につきましては、令和2年の2月当初で14名になっています。これにつきましては、包括支援センター等に、介護認定の相談が来ましたときに、その人の状態を聞いてどんなサービスが必要かとかなんかふうにしたいのかという話をした中で、それでしたらこの総合事業で賄えるねという人は総合事業の基本チェックリストでやって、事業対象者ですか、認定するような格好でやっていますけども。合わせて支援の1、支援の2でも、他の例えばその住宅改修とか、なんか別のものがセットで事業をやっていますと、この総合事業の対象から要支援ですか、そっちへと回ってく人もいますので、全部が全部その支援の人がここに入ってくるということではありません。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だからこういう制度を、要支援まではいかないけど、まだ要支援までいかないけど、調子悪いなというグレー状態の人、そういう人を対象にしているわけですね。だからそういう人が、この役場窓口まで来ればいいけど、全然そういう制度を知らないでいるという方もいるから、なにかもっと広報とか知らせてほしいと思います。

次に、総合事業の多様なサービスを実施する目的は、元気な高齢者を増やすことですけど

も、そのやり方というはいろいろありますけど、元気がなくなった人の元の状態を取り戻すための仕掛けとして、一時的且つ集中的にリハビリテーションを行うための介入するこの訪問型通所介護のサービスCというのがありますよね。これは3ヵ月から6ヶ月間の短期間で保健医療の専門職によるリハビリ、口腔衛生、閉じこもりの支援等に対応するサービスなわけですけど。要支援者、事業対象者及び高齢者がリハビリを受けることで現状から脱却し、自立できるようにする支援などで、利用者の機能回復を支援するということが可能な画期的な事業と言われているわけですけど。それに秀で、介護度の重症化を予防し、現状維持により介護保険の負担を抑制するメリットがあるということが言われています。このガイドラインにおいて、サービスCの提供者は、市町村となっているわけですよ。このガイドサービス仕様、実施しない市町村の理由としては、このケアマネージャー地域包括支援センター職員、介護サービス事業者のケア職が、適切なサービス支援によって高齢者の生活機能が改善していくことを経験したことがない。そのために現在の状態維持の意識が強く、短期集中サービスの必要性がわからない、どういうサービスに向いているか、対象者のイメージが掴めないということがあがるそうです。そうするとこれはなんか当町のことを言って、まさに言い得ているようではないかというような気もするんですけど。この、すでに地域おこし協力隊で理学療法士がいる等のこのサービスCに当たる土壌というのはすでにあると思うんですけど、当町において、このサービスCというのは、どうして実施されてないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 今、芹澤議員がおっしゃったように、この4月から、地域おこし協力隊の方で専門職の方が一人見えました。それ以前は病院と老健にしかリハ職はいませんでしたので、できませんでしたけども、今後、今、町でも色々運動教室とかをやってまして、今度はそのリーダーの養成講座みたいなことも併せてやっています。そのへんの地域に養成講座をやった人たちが戻って地域で活動するとか、それに併せて、地域おこし協力隊のケア職の方がそこへ行って一緒にやるとか、今そういうことも考えています。来年度あたりそのへんの形を作って徐々に動いてはいきたいとは思っていますけども、すぐにCを何でできないかと言われても、まずはその体制づくりが必要かと思っています。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） わかりました。仮に、このサービスCを実施した場合と、また今言われたような機能訓練、ほかの制度によって行うということであれば、この機能回復ができたけど、その後どうするかということですよ。というのは、そのためには高齢者の通い場と

かサロンというのを充実させておかなければならないわけですけど、これも運営については介護保険の方から出るんだろうけど、この民主的なこの介護、高齢者サロンとかこういうサロンの運営数と状況はどういう状況ですか。今後またこの高齢者サロンと呼ばれるものをどうしていくのか、増やしていくのか、そのへんはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） サロンについては、町内で11のサロンがあります。今後、この部分というか地域でのサロン活動というのが、一番重要になってくるかなとは思っています。今年度、西伊豆町地域活動者連絡会というのを創設しまして、いろいろなボランティアもあるんですけども、そういう人たちを組織化しまして情報共有等を図って、サロンとかボランティア活動を一層推進できるような体制を図っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） それではまたちょっと話が戻るんですけど、平成29年度より当町でも総合事業を改正したわけですけど、従前の、介護サービス、訪問介護サービス、通所介護サービスをそのまま引き継ぎ、訪問介護サービスAでシルバーによる掃除を実施しているということなんですけど、総合事業の目指すところとしては、この高齢者に仕事を与え担い手としての社会参加を促すということを目的として、介護保険の負担を抑制すると。元気な高齢者を増やすということで介護保険の負担を減らす、抑制するということがあります。シルバーに仕事を与えるということですけど、その点は評価できると思うんですけど、このサービスAの、内容が掃除だけということがちょっと大変乏しいように思うわけですよ。だから従前の通所介護、訪問介護については、身体介護と日常生活介護と、支援というのがあるんですけど、日常生活支援については、資格とかなんとかいらないわけだね。その8割は日常生活支援だと言われているわけですよ。だからもっとこれを、多様なサービスのほうに移して、シルバーさんの仕事を増やして、それを充実させるということとはできないんでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 当初、シルバーと町、包括支援センターとこの事業を始める時に打合せをして、例えば買い物とか食事を作るとか、そういう話も出たんですけども、一人二人でそこのお宅に入ってなんかあった時に、例えば、物のなくなった時とか、いろいろ問題もありますので、シルバー側とすると取りあえず掃除からやりたいということでお金を預かって買い物に行ったりとか、そういう部分はもう少し慣れるまで見合わせてほしいという話がありました。取りあえず掃除を先行してやらせてもらって、ゆくゆくはそのへんの買

い物支援とか買ってきたものをそこのお宅で調理して食事とか、そこまで手が延ばせば良いかなとは思っております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これが、今シルバーさんに、元気になってもらうために仕事を与えているわけですけど、そのシルバーさんのサービス単価というのは訪問介護相当でプロパーの人がやられている単価と、どれぐらい違うんですか。ナンパーセントぐらいになるんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 正規の単価と何パーセントぐらい違うかと今言われても、ちょっとわからない部分があるんですけど、一応シルバーへと依頼している単価としましては、一回あたり静岡県の最低賃金、金額掛けるで、シルバー基本二人で入っていますもので、掛ける2名プラス300円が二人で一人が車を運転しますので、その交通費ということで設定してあります。利用者負担が300円を払うということです。シルバー個人の一回の報酬としますと、先ほど言いました静岡県の最低賃金で、車を出した人にはプラス300円もらうということで2名一組で週一回の1時間の仕事ということでやっております。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 当然安くプロパーをやる人よりは安くなると思うんだけど、ここにね、横浜市のこの訪問型サービスAというサービス単価の出し方があるんだけど、これは従来の訪問型サービスに対して、だいたい90パーセントの単価だということを出している。その出し方というのが、この事業費として人件割合が7割の中で生活援助のみ時間給に職員と資格を持たない人の比率で計算すると、85パーセントということになるそうです。計算するとね。そしてその中に諸々の人件確保などの要素を加算額5パーセントを超えると90パーセントになるそうです。こういうことをちょっと参考にして、それ以上高くなっているのか安くなっているのかそのへんがちょっとわかりませんが、こういう例があるということで、紹介しておきます。

それで、次に5年後には、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題により、医療介護等の社会保障が急増することが懸念されるわけですけど、介護の現場では大きな人材不足がすでに発生していますが、さらに深刻になることを予想されるわけですけど、国はこれらにですね、対応すべく地域包括センターの設置、介護保険の改正を求め、一方、実施方策として総合事業を開始したわけですけど、住民の多様なサービスの実施を求めているわけですけど、多様なサービスを実施するにあたっては、介護予防生活支援サービスの提供に向けて、提供

の体制ですか、提供対策に向けての構築にコーディネートする生活支援コーディネーターというのがありますよね。それと、一方コーディネーターと介護予防生活支援サービスの提供主体が参画し、情報を共有する連携強化のネットワークとなる協議体というのがありますよね。この二つは最近、最近というかできたらしいんですけど、この活動状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほど山田議員の質問から回答したとおりでございますけども、うちの場合は社会福祉協議会へ委託しておりまして、生活支援コーディネーターを平成30年度から配置しております。協議体につきましても、同年度に“ささえ愛西伊豆”という名称で設置しております。今年度は協議体の会議を3回開催しておりまして、協議体の委員から意見の出た移動支援についての協議等を行っております。本来この3月に先進地の視察を予定しておりましたけども、今般の新型コロナウイルスの関係で視察については中止になっている状況でございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） コーディネーターというのは、一人ですか。それで今、以前から同僚議員の話題になっているこのボランティアによる運転。それを実施するにおいて、コーディネーターが関わっていると思うんだけど、それはどのような関わり方をしているんだろうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） コーディネーターか1名で、そのコーディネーターという人はいろいろ地域での要望とか、需要と供給のバランスをうまくマッチングするような人が、コーディネーターとしてやっております。だから、その地域の買い物のこういうところが不自由しているものでこういうことができないかという例えば要望があったとしますと、今度はその町内でというか地域でそういうことに対してボランティアでやってくれる人がいないとか、例えばそのシルバー人材センターだったらこんな恰好でできないとか、そこらへんをうまくマッチングをしてその事業が進んでいくようなことをやっております。

○議長（山本智之君）

質問の途中ですが、暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 次に移動困難者買い物行動支援サービスについてですけれども、買い物移動サービスの介護保険の枠で実施すると、要介護者、要支援者、事業対象者はサービスを受けられますけど、その他の高齢な買い物困難者はサービスを受けられないことになります。そしてこの介護保険のサービスによると、支援行動の判別を1ヵ月単位のケアプランの作成が必要になるなど、この制約が多くて、利便性に欠けています。それで、だからこういうことがないように、一日前の電話で予約できるとか、そういうことは求められるわけですけど、またこのサービスの運転者については、民間事業者、シルバー人材センター、ボランティア等が考えられますけど、ボランティアについても、有償であるほうが対等の人間関係であり、利用者は負い目なく利用できると思います。それに、ボランティアにせよ、シルバーにしる、やる気、また意気込みがこの事業に対する気持ちが違うと思います。そしてこの最も考えたいのは安心、安全でこの持続可能な事業とするのは、やはりこの有償でやるべきではなかと思います。その事業の財源としては、この運転に対する対価ということは決められているんですけど、それにちょっといいですか。その件に関して言いますと、イ、運送の対価は、タクシーの上限の運賃を2分の1以内であること。ロ、運送の対価以外の対価は実費の範囲内であること。ハ、均一の定額制による運送の対価については、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するようなことを対価の設定となっていないこと。2、距離制または時間制で定め、車庫を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定し、必要とする場合は当該旅客タクシーが運送した場合の実車運賃の額に、迎えですね、迎車回送料金を加えた金額と比較して、概ね2分の1以内の範囲以内であること。ただし、この場合は迎車回送料金を合わせて徴収してはなりませんと、ガイドラインに定められているわけです。利用者負担ができるだけ安い方がベターですから、料金設定を低くした場合は当然この有償であるわけですから、財源は不足すると思います。そこでこの町は一般会計からの補助ということにすれば、介護負担の負担は軽減されるわけですよ。介護保険枠以外であることという

ことです。それとこの事業の形態としては、車も社協が保有する福祉車両を使って、運転手は一種免許でもいいんですけど、講習が必要となると。そして事業の有償でやるからには、この事業の登録し許可が必要となるわけですけど、福祉有償運送とは違って、利用者が限定されない。そして持続可能な事業とするためには、市町村運営有償運送、または公共交通空白地有償運送、旧過疎地有償運送法に、いずれかによって事業を始めるべきでは、事業は考えられないかということなんですけど。もし、この福祉有償運送でやりますと、対象者は要介護者という等の、限定されるということで、それ以外にはさっきからボランティアと言われているんですけど、その無償の運送とやる場合は2段組になるということになると思います。従って、この2段組だと煩雑になるということがあるんで、事業がね。だから一つの市町村運営有償運送または公共交通空白地有償運送、いずれかでやるべきじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） その件につきましては先ほど山田議員に答弁したものと全く同じでございます。いろいろ今社協さんの方で計画をして下さっているものを活用しながら、また施政方針の中でも述べさせていただきましたけど、タクシーに助成をすることによって、こういった方の足の確保はしていきたいと思っております。議員のおっしゃったことをすべてやってしまいますと、今のタクシー業者さんの民業圧迫になりかねないということも当然考えなければならないということになります。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これはタクシー業者さんを全然圧迫していることじゃなくて、だから買い物困難者と言われる方達を福祉車両を使って要介護度の重い方は車椅子にも乗れる。そしてそれがだんだんランクが上がって、じゃあ要支援の対象ではないけど条件的に悪い所に住んでいる。そういうことも一緒になって運ぼうと、使ってもらおうという制度なわけですよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 何を根拠に民業圧迫にならないと言っているのか、私にはわかりませんが。今既にそういった方がタクシーを利用されているという件数は当然ございます。それを今議員がおっしゃったようなものにすり替えた場合は、当然民業圧迫になるわけですから、町としてはそういうものも踏まえて施政方針で述べましたように、タクシーの料金に関して町のほうで補助をするような形でお使いをいただければ民業の圧迫にはなら

ないと。ただそうは言いましても、山田議員から先ほど質問がありました社協などがやられて、ボランティアの方が運転するというようなことも合わせて取り組んでいくというものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 福祉有償運送法じゃなくて、福祉じゃなくて市町村有償運送法というのはご存知ですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 市町村運営有償運送ですよね。これにつきましては、二つありまして交通の空白輸送と市町村の福祉輸送ということになっていまして、交通の空白輸送につきましては、市町村内の過疎地域等の交通の空白地帯において市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行う。住民だったら誰でもOKだよというものだと思います。市町村の福祉輸送につきましては、当該市町村の住民のうち身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して市町村自らが原則としてドアツードアの個別輸送を行うという恰好で、一般住民に対しての部分と、あとは身体障害者、要介護者等に対しての部分の二つに分かれてこの事業を行うのが、市町村自らが行うというのが原則となっていると思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今まで、だから、もし要介護者の方は福祉車両を使っているわけだから、タクシーの保険の範囲で介護保険の範囲で福祉車両を使っているわけだから、タクシーは使われていない。それでその介護保険の判定から外れた方に、一部の方それが今までタクシーを使ってたのか、買い物に行くのに、それはわからないじゃない。それが民業圧迫と言えるのかどうか。

○議長（山本智之君）

○町長（星野浄晋君） ですから、それは先ほど議員ご本人が、その介護のところから枠の外れた方たちにそういったものを提供しろというふうに言ったんで、外れた方というのはそれは当然使えないから、タクシーに乗られている方も当然いますよねと。その時点で議員のおっしゃったことをすべてやりますと、タクシーに乗られていた方がそちらに移りますから、民業圧迫ではないですかというふうに私のほうは答弁しているものでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） その実際にその支援の枠から外れた方は、タクシーを使っていたか

どうかということは疑問なわけです。本当にそうなのか。じゃあバス券は何のために使ったのかということになるわけで、そこまでしてタクシーを使ってまで買い物をしているのかというのがちょっと疑問に思いますけどね。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） よほどその皆さんの声を聞こえていないなというふうに思いますけれども、当然中地区のような所で私呼ばれてお話に行きますけれども、旦那さんが足が悪くて車の運転をやめたよという方がご夫婦でお買い物に行くという事案がございます。それに関しては、今バス停までは歩けないので私たちはタクシーを使っていると。ただこれを毎週毎週使いますと、なかなか料金的なものの負担も大きいというような声も当然あるわけでございますので、そういった方たちの支援のためにはやはり福祉の部分でタクシーの利用に関して使いやすくしたいなということで、今健康福祉課のほうで検討しているものでございまして、バスの割引につきましては、足は達者でございますけれどもやはり車がない、または運転免許を返納した方の移動手段として提供させていただきたい。ただ、そうは言いましても通常のバス料金ですと高いので、1300円分を500円でご購入いただけるような形に今しているわけでございます。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、中地区という話が出ましたけど、本当にそれで買い物をしているかタクシーを使っているかということは、ちょっとどうなんだろうと思うわけですが、中地区においては既にボランティアの方が有償でガソリンの範囲内ということだから無償ってことになるんだけど、それでみんなの家の車を借りて買い物の支援をしているということがあられるわけですよ。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） ですから、みんなの家の車を使ってボランティアでやられているのは当然承知しております。そのほかに、ご自身でタクシーをお呼びになって買い物に行かれています方がいるということで、今申し上げたものでございまして、それは中地区のみならず西伊豆町で何名かはそういった方が当然いるわけですから、そこに関してそれをそういったものにすれば、民業圧迫ですよねということを申し上げただけで、こちらはいるという事実を敢えて言っているのに、議員は自分の中で知らないからないというふうに断定するわけですが、ないと断定するものを明確に示していただかないことにはわからないわけですよ。こちらは。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） じゃあ百歩譲って民業を圧迫していると言われている。だけど民業ってどれぐらいの規模で、人間がその民業に関わっているんだ。それに対して、それを必要としている人はじゃあ何人いるんだということを考えた場合に、当然利用者それを要望している人のほうが多いと思いますよ。それじゃあどちらを取るか。

それで、次にもしこれを、じゃあボランティアだけでやるということになった場合、それは介護保険の枠でやるということでしょうか。それでその費用は負担はどれぐらい見込んでいるの。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それについても先ほどから説明してますように、社協のほうで来年度地域に出向いていろいろなお話を聞いたりとか、その運転の養成講座、その中で対象者をどこまでどういうふうにするのかとか、一般の65歳以上の人も対象者に含めるのかと、その協議をした中で内容等については決まってくるものと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、ぜんぜん構想というか、そういうことはできていないわけですね。わかりました。次に行動困難者のゴミ出しについてですけど、ゴミ出し支援についても、この社協のほうでいろいろ支援を立ち上げようと考えているわけですけど、2019年3月の18日付の報道ですね、環境省は自治体などが高齢者宅まで出向いて回収を行うゴミ出し支援制度の拡充に乗り出す方針を決めた。こうした支援制度のある自治体は2割程度に留まっており、同省は全国の支援状況を調査したうえで実際向けのガイドライン、運用方針を作成、ゴミ出しの支援の在り方や先進自治体の事例を全国の自治体に周知し、制度作りを促すとの報道があるように、この高齢者のゴミ出しというのは、今社会問題になっているわけですけど、ボランティアにしろ、この介護保険のヘルパーにお願いをしてやる場合にしろ、ゴミ出しのタイミングというのは朝ですから、やっぱり皆さんとても忙しい時期なわけですよ、時間帯なわけですよ。この頼りに来ていただいて、対象高齢者だけのゴミ出しをするというのは、かなりハードルが高いんじゃないでしょうかね。そして高齢者の家族は近くに住んでいても、もう頼りに、その時間帯に来てなかなかその時間に済ますということも難しいということは聞いています。

それでご近所で支え合うといっても、このご近所が支援を必要としている場合もあり、単に地域の方だけで支えきれないでしょうかね。ボランティアのどれだけの規模となるかわから

ないですけど、自宅からの距離、あるお宅のゴミ出しをゴミ収集車が来るまでに済ますのはかなりきついと思われます。これはもう介護保険のゴミ出し、生活支援のね総合支援のヘルパーに頼んでやった場合も大変時間ないですから、出せる量というのは決まって、対象者数というのは限定されるじゃでないかと思うんです。そういうことを考えると、この収集日を決めて、対象者、高齢者宅からですね焼却場まで運ぶのが、シルバー等の団体に委託したらどうかということなんですよ。

ちなみにこの2019年伊東市は、市職員がこのゴミ収集を行って、対象世帯34世帯で、それで声掛け規模が25世帯、予算650万円です。今後は200世帯を利用を考えているという記事が載ってましたけど、この焼却場、自宅から焼却場までシルバー等に運んでもらうという委託はどうでしょうか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 結局このへんの部分はその介護保険の純粋なサービスじゃなくて、緩和したサービスというので地域住民のボランティアとか、共助という部分でやっていけないかなというので、いろいろうちのほうとしても考えています。あと社協のほうが先ほどから言っていますその地域に出向いているいろいろ困ったこととか、このゴミあたりについても、地域でどのような協力ができるかとか、そういう部分もあると思いますもので、地域の話も聞きながら社協の話も聞きながら町も関わって今後考えていくことにはなると思います。

○議長（高橋敬治君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） だから直接お家に伺って、焼却場まで運ぶというのはどうでしょうかという。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） なんでもかんでも町がお金を出してやるというのもいいかもしれませんが、やはり先ほど言った共助という部分で地域主体性と言いますかですね、ご近所さんとか、そこらへんの関わりというものをもっと大事にしていかないと、今町が目指しています、そのご近所型介護予防とか、地域包括ケアという部分が崩れてきますので、そこらへんは充分検討しながら考えていきたいと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今、総合事業は200パーセントもいってるんだから、そんな介護保険の枠で果たしてできるか。ボランティアが育つか、ちょっと疑問がありますけどね。

じゃあ次に、同窓会の件についてです。同窓会の開催について、この往復はがき代、集合写真代等で、予算オーバーになった場合に備えて予備費があれば幹事は大変助かるわけですよ。そして補助額は実際により様々ですけど、一人1,000円。総額5万円か、一人2,000円、10万円以下などいろいろあるわけですけど、それによって、少しでも参加費を下げることで参加しやすい料金を設定すれば、参加者も増えるということがあります。

そして多くの自治体はUターンによる定住人口の増加、出会いの場の創出ですか。そして地域経済の貢献を目的として補助しているわけですけど、なんらかの費用対効果ですか、考えてということなんでしょうが。それで最低限町内でやれば、地域経済の貢献を果たしているということはあるわけですよ。町長前回の答弁では、同窓会の費用対効果に甚だあの疑問を呈し、西伊豆町町民の会で郷土のさらなる愛着を持ってもらえていると。また西伊豆町のファンの方から移住を考えているきっかけとなっているとしていましたけど、この町民の会のこのVTRを、田子有線で見せてもらったんですけど、あれだけの人員を動員して、また食材、飲み物、会場等の費用を考えた場合に、それだけの費用対効果があったのか。実績はあったのか、そのへんはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 会を重ねるごとに増えてますから、実績はあったと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） じゃあその実績を言ってください。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 資料的な人数は今手元にございませんで、こちらで発表することはできませんけど、PR効果は新聞であったりとか、いろんなものに掲載もされてございませんで、それをひっくるめれば相当な経済効果はあったと思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 経済効果って、東京でやっていて西伊豆町に経済効果あるんですか。西伊豆町から食材を持っていったからということですか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 東京都内でCMを打った場合いくらとか、雑誌に載るといくらかということ計算されたことはございませんでしょうか。大きな雑誌に載せた場合には、数百万円単位で掛かります。そういったものを行うことによって、確かにこちらから持ち出しとしてお金は持っていつておりますけど、そういったものに載せていただいてPRすることによ

て、そういう広告であったりとか、または露出することによる経済効果というものは当然出てくるわけですから、それを含めれば東京でやってこちらから持っていっても、それに値するものというものは得られていると思います。

○議長（山本智之君） 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） どれだけのお金を掛けたわりに、本当にそれだけ費用対効果が実績があったのかというのは、ちょっと疑問に思うわけです。最後に、ここに姉妹町である富士見町の同窓会支援事業補助金交付要綱の趣旨を紹介したいと思います。

第1条、この要綱は旧知である友との交流の場を広げ、仲間づくり、生き甲斐づくりに繋げてもらうこと。また将来的にできるだけ孤立を防ぐとともに、社会参加を促すことを目的に町内で開催される同級会に要す経費に一部について予算の範囲以内に補助金を交付するもの。その交付金については、富士見町補助金交付金等規則に定める、となっています。この、ほとんどの市町が人口増加、経済効果、費用対効果を謳って、この補助金事業をやっているわけですが、この富士見町は、町民交流、生き甲斐、引き込み防止、社会参加を目的として、町民福祉の観点から損得抜きで補助金を出しているわけです。他の市町のことだったらともかく、そうで終わりますけど、姉妹町である富士見町がこのような趣旨で事業をやっているということは、ぜひ見習うべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 芹澤議員が旧友と交流を深めるとか富士見町の関係をおっしゃっていますけども、町民の会ですと、ふだん子育てで忙しい若い方とかがなかなか西伊豆町に帰って来れない方が、そこに都内で開催されるということで出かけてこられて、西伊豆町のことをまた思い出すとか考えるとか。移住定住フェアに来られた方も、西伊豆ってどんな所だろうということを知る、またきっかけとして西伊豆町民の会に参加していただくとか、そういうことでいろいろそこに集まった方が西伊豆について考えていただける機会が多々あるということが、西伊豆町民の会の目的でございます。生き甲斐とか社会参加とかそういうことは、今健康福祉課のほうで、例えばゲートボールみんなで一緒にやるとか、朝ラジオ体操とかそういうことでやっていらっしゃると思います。費用対効果と言いまして、だいたいどの町も若い方を対象に今こういう事業をやっている所が多いということは、やっぱりUターンとかそういうことを考えている。若い方でも、なかなか西伊豆町に戻って同窓会をやろうという、今時間がない方が多くて、もし、やるとすると、やっぱり芹澤議員のおっしゃるように高齢な方が集まるようになると思いますけども、そちらはまた全体的にはほか

の事業で今やっているとと思われますので、西伊豆町では今回の助成はもう少し考えたいと、開催についてはまだ見送りたいと思っております。

- 議長（山本智之君） 芹澤孝君。
- 4番（芹澤 孝君） はい。私の質問これで終わります。
- 議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。
暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時36分

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。
- 日程第2、議案第4号 新町建設計画の変更についてを議題とします。
- 提案理由の説明を求めます。
- 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

- 町長（星野浄晋君） 議案第4号 新町建設計画の変更について。
- 新町建設計画を別紙のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条第7条の規定に基づき議会の議決を求める。
- 令和2年3月3日 提出。
- 西伊豆町長 星野浄晋。
- 詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。
- よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

- 議長（山本智之君） まちづくり課長。
- まちづくり課長（大谷きよみ君） それでは、議案第4号 新町建設計画の変更についてご説明いたします。

まず、変更の趣旨ですが、東日本大震災に伴う合併市町村に掛かる地方債の特例に関する法律の改正によって、地方債を起すことができる期間が5年間延長されました。地方債は新町建設計画に基づいて行う事業が起債対象ですので、地方債を利用できる期間を最大限確

保するため、計画期間を5年間延長し、令和6年度までとしたいものです。第4章の新町建設の基本方針の変更はありません。変更内容としましては、計画期間の延長、新町の概要や使用指標については最新の国勢調査などの結果を反映させ、再生計画については、時点修正を行うものです。また、文教施設と整備事業と新斎場整備事業を、新町が実施する主要な事業に追加したいものです。この建設計画の変更は、市町村の合併に関する法律第5条第8項の規定により議会の議決を得る前に県知事への変更協議を要することが規定されております。この協議については、令和2年1月24日付で異議なしの回答を県からいただいております。

次のページの1ページ目の、それでは説明に入ります。表紙ですけれども、令和2年3月変更予定の新町建設計画案となっています。2枚めくって2ページをご覧ください。

2 計画策定の方針の(3)計画の期間の中ですが、期間を6年度までの20ヶ年に変更したいものです。ここから新旧対照表で説明しますので、この建設計画は39ページまであります。その次の新旧対照表1ページをご覧ください。新旧対照表1ページです。左の表の左の1列目に新町建設計画に該当するページ番号を入れてあります。アンダーラインの部分が変更箇所になります。第1章序論2(3)計画の期間、今申し上げましたとおり、計画の期間を平成31年度までの15ヶ年を令和6年度までの20ヶ年に変更したいということになりますので、ご確認をお願いします。

次に第2章 新町の概要には最新の国勢調査などの結果を反映させました。新町建設計画では4ページから9ページですが、新旧対照表で説明させていただきます。2の気候では平均気候を15.9度を17.2度に、3の面積では面積を105.54平方キロメートルに変更し、地目別の数値は固定資産税概要調書の数値としました。4の人口は、最新の国勢調査平成22年と27年の結果に変更してあります。次のページ2ページをご覧ください。人口の推移と次の世帯の推移の表は平成27年の国勢調査の結果を追加し、次のページの5産業の数値は、平成22年と27年の国勢調査の結果に変更をしております。3ページをご覧ください。中段の産業別就業者数の推移の表は平成27年年の国勢調査の結果を追加してございます。次、4ページをご覧ください。3章主要指標の見通しです。1人口の(1)総人口の説明文に平成27年を追加し、令和7年における総人口は6,600人と、推計人口を変更してございます。次の総人口のグラフについては、新旧対照表の13ページをご覧ください。上段別記1のグラフを下段の別記1-2のグラフに変更をしました。それではまた新旧対照表4ページにお戻りください。

(3)の就業人口は令和7年の見込みに変更いたしました。この産業別就業者数グラフについては、新旧対照表14ページにございます。次に新旧対照表5ページの中段2の世帯数の文

中の数値は、平成27年の国勢調査の結果の数値に変更してあります。次の将来推計の■（黒四角）の将来推計人口および世帯数、次の6ページの将来年齢別人口、7ページの将来就業人口、その下の将来産業別就業人口の各表につきましては、平成27年は国政調査の結果に改めまして、平成32年は令和2年とし推計は改め、令和7年の推計を追加してごさいます。

次は5章の説明になります。新旧対照表につきましては、8ページになります。第5章は新たに事業を追加するものと、県からの指導による修正になりますので、既存の計画の修正はごさいません。

ここからは新町建設計画に戻って説明させていただきたいと思いますので、新町建設計画の19ページを開いていただきたいと思います。

新町建設計画の19ページです。新町が実施する主要な事業の表がありますが、この(3)の観光体験漁業の推移のところの主要事業のところの2つ目と3つ目が水産基盤整備事業というふうに変更してありますが、こちらは新旧対照表の15ページと見比べていただきたいと思います。こちらは県からの指導により、広く漁港事業を指す水産基盤整備事業としたほうが良いということで、安良里漁港広域整備事業と仁科漁港地域水産物供給基盤整備事業というものを名前の変更をしたものです。

次のページの20ページをご覧ください。

新町の施策に、豊かな心をはぐくむ教育文化のまちをめざしての(1)個性化を進める学校教育の推進の学校教育の推進の文中なんですけれども、アンダーラインの引いてある、また、小中学校を統合し津波避難対策を考慮した施設一体型の小中一貫校の開設を進めます。の文章を追加してあります。これによって1枚めくって22ページの表をご覧ください。

新町が実施する主要な事業(1)個性化を進める学校教育の推進の主要事業の上から2つ目に文教施設等整備事業を追加してあります。

次に23ページをご覧ください。

3 地域で支え合う安心とやすらぎのあるまちをめざして、(2)子育て支援の充実、最後のところに、なお、現在2園ある認定こども園は総合し、津波避難対策を考慮した新施設の開設を進めます。という文章を追加しました。これによって次のページをご覧ください。

新町が実施する主要な事業(2)子育て支援の充実の主要事業の欄に文教施設等整備事業を加えてあります。

次のページの25ページをご覧ください。

豊かな自然を活かし環境に優しい町を目指して、(1)環境衛生の充実、の最後に現在の

斎場は老朽化が著しい状態であり、安全で安心な斎場運営を行うため、新たな斎場の整備を進めます。を追加してあります。追加した文章の前の文章中、語句の修正でアンダーライン引いてありますけども、前はひらがなのつとめになっていたのを、漢字の努めに修正したものでございます。

次に26ページをご覧ください。先ほど文章により表中（1）の環境衛生の充実の主要事業の上から4つ目のところの中に新斎場整備事業を追加してあります。

次は第6章の説明になります。32ページをお開きください。

6章は新町における県事業の推進です。こちらは県からの意見をいただき変更を行ったものです。ここからは申し訳ないですけど、新旧対照表の10ページをお開きください。（4）の表の主要事業概要欄の東海地震を改正して、南海トラフ地震に、（8）の高校教育の教育諸条件の整備確立の文中にあります県立土肥高等学校を県立伊豆総合高等学校土肥分校に。2番目の静岡県が実施を予定する事業11ページの表の中で主要事業概要の欄の東海地震を南海トラフ地震に変更するものです。

次に11ページの下段のほうにあります1番下の8章財政計画は合併後15年間で合併後20年間についてと変更し、一般会計のベースで推計したものです。財政計画の現行と改正後は新旧対照表の23ページ、別記7-1と現行の、7-1の現行と7-2の改正後案でご確認をいただきたいと思います。単位は100万円です。この改正後の平成30年度までは、決算額を入れてあります。令和元年度以降は推計となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 合併した時の新町計画、作ってこれは議決してると思うんですけども、せっかく変更されるに至って、この計画通りにやれば、それはそのとおりに行くんだと思うんですけど、もう既にこれやれないような事業も含まてるのでそういうのは削除しないんでしょうか。例えば、19ページの道の駅の件と、そしてまた安良里小学校の跡地利用、田子中はですね、一応利用されているのでいいんですけど、ちょっと気がついたのは2点あるんですけど。そういったものは削除することはできないんでしょうか。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野浄晋君） 安良里の小学校につきましては既に校舎の解体は済みまして、今片面をグランドゴルフ、片面を駐車場という形で利用をしております。これは、冒頭に担当課長のほうから説明がありましたように、あくまでもこれは合併特例債を借りたいとかそういったものに、ここに載っていないと借りられないということでございまして、安良里小学校の跡地、今何もないんですけども、もしあそこで仮に事業を行う場合には、ここに載っていると起債が借りれるかもしれないというようなところも踏まえて、載せさせていただいている部分がございますので、当然議員のおっしゃるように不要であるとか、これは終わったとかこの道の駅なんて本当にどうなったかわからないというようなものであっても、載せないとか何かあった時に対応ができないという事で載せてありますので、そのへんはご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 今町長から出た合併特例債、それはどれくらいあるの。使えるんですか。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 金額等は起債をするときの関係で検討するものでございまして、こちらはその合併特例債を借りれる期間が5年延長をされ、令和6年度までとなるということでございます。

○議長（山本智之君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 金額知りたかったわけですけど、まあいいです。そうすると町長これは、新斎場、それから学校、そういうものに使う起債をする。そういうつもりはございますか。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然新しい学校のものにつきましては、今新たに追加しております。これは起債しておりますけども、該当してそれはいくら充当されるかがわかりませんので、それはお答えできませんけども、有利なものは活用していくと。ただ斎場につきましては、これ私になる前からそうですけども、松崎町とやる以上は、これは使えないというようなことがございますので、それは過疎債を使わせていただくことになろうかというふうに思います。ただこの件につきましては、最終的に松崎町さんがどのような判断をするかわかりませんので、載せておかなければ万が一ということも考えられますので、載せているというもの

になります。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 私も増山議員と同じようなイメージを持ちました。例えば、ページ29の公営住宅建設事業、公営住宅をなくそうとしている中で、こういう事業が未だに載っているとかですね、そういうところはありますけど、先ほどの説明でそれはそれでしかたないなということで納得しましたんですけども、一つ、ページ4ページ、これで先ほど固定資産税上の地目で直したという事で、従来ここが森林が89パーセンになっていたと思うんですよ。これを山林にした。これは総合計画の中でも言いましたけども、これ76.8に変えています。しかしながら、これ34ページを見てもらうと、ここで林業の振興の中で新町にとって面積89パーセントを占める森林というふうになっているわけですね。山林と森林という区別はあるんですけども、所謂広い意味で言えば、この89パーセントというのを活かさないと、西伊豆町がどれだけ森林活用しなければいけない森林があるかというところでは、こういう所もやっぱり直す。その直さざるを、直さないじゃなくて、さっき増山さんも言ったように、本来は直したほうがいいなということは万万が一のことがあるというのはいいんですけども、こういう基本的なところは、もう少し緻密に、じゃあ西伊豆町としてどっちをこれから採用していくんだと。こういう使い分けというのは非常に曖昧なんでね。これは統一すべきだと思うんですけど、そのへんいかがでしょう。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 4ページの面積のほうの関係は、前の総合計画等では森林台帳から載っている森林の面積と、この固定資産税概要調書の数値と合わせてパーセンテージを操作したというか、それで載せてあったので、今回は固定資産税概要調書の数値として載せたほうが正確に皆様に伝わるのではないかというので、掲載をさせていただきました。19ページ、29ページの方は、森林台帳の方から数字となっておりますので、統合したほうがいいかどうかは、今後また検討していきたいと思います。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） また検討すると言うけど、今日ここで議決を取りたいわけでしょう。これからまた変わると、また議決を取り直さなきゃいけないですよ。ですから、そういうところはもう少し緻密に、ある意味じゃそんなに細かいところじゃないんで別に構わないんですけども、そういうふうに、こういうものを見直すところにそういう緻密さが足りないんじゃない

いんですかという意見ですよ。

○議長（山本智之） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。以前今度の新しい総合計画を作る際には高橋議員からそういったご意見をいただきましたので、総合計画についてはそういったものは統一をさせていただいているかというふうに思っております。今回これは今、議員からも検討すると、これを差し戻すのかということになりかねないということなんですけども、あくまでも今回はこの新町建でお願いをしたいというふうに思っておりますが、課長の答弁はまた5年後にこの計画の見直しをする可能性も出てくると。その時には議員のおっしゃったことを踏まえて記載の変更をしていきたいというものの答弁だというふうに、ご理解をいただければありがたいというふうに思います。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 16ページのね、観光体験漁業の推進というところの、ここに一番主要事業というところで、ここ新しいところで水産基盤整備事業とただ単になっているんだけど、前回のやつは具体的に安良里広域整備事業とか仁科の整備事業と書いてあるんだけど、これは具体的な事業とか考えてないのか。ただ単になんかやるかなという感じなんですか。

○議長（山本智之君） それは先ほど、まちづくり課長から答弁ありましたけど、答弁しますか。

まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） こちらは県からのご意見をいただいて、広く漁港面を記載しないのは、その時々において整備を実施する漁港が変わることが想定されるので、こういう名前にしたほうがいいという県の指導により変更したものです。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 新旧対照表の1ページでですね。面積の記載が変わってますね。105.52から105.54になっているんです。この要因を教えてください。

○議長（山本智之君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷きよみ君） 年数的には3、4年前だと思うんですけど、国土地理院から面積が変わったという報告を受けまして、こちらの面積に変更いたしました。

○議長（山本智之君） よろしいですか。

ほかにございせんか。

ありせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第4号 新町建設計画の変更については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は
挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、議案第5号 町有財産（土地）の返還についてを議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第5号 町有財産（土地）の返還について。西伊豆町田子字南山
地内における急傾斜地崩壊対策事業が完了し、「町有財産無償譲渡契約及び覚書」に基づき
下記用地を大田子区より町へ返還することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定
により、議会の議決を求める。

記

1 返還の土地

(1) 所在地 西伊豆町田子字南山 1710 番 1

(2) 地 目 山林

(3) 面 積 1 万 9,959 平米

2 相 手 方 賀茂郡西伊豆町田子 1095 番地の 1

大田子区 区長 北原一成

令和 2 年 3 月 3 日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第 5 号、町有財産（土地）の返還について説明をさせていただきます。

議案文を 1 ページおめくりください。

第 5 号議案の説明調書になります。

次をおめくり下さい。航空写真で案内図としております。まず土地の位置を確認していただきたいと思います。写真の下段中央部よりちょっと下側に船着き場といいますか、船溜まりがあるんですが、これは大田子の船溜まりになります。位置的なものにつきましては、今赤い線で囲った山林になります。こちら南山で県営事業の急傾斜地崩壊対策事業を行っておりました。位置といたしましては、大田子の交番から写真の上側に向かって、宅急便の配送センターがございます。そちらに向かっての擁壁工事を行っている所でございます。工事の範囲はちょうど赤い線の住宅地に接している箇所が工事箇所になります。地形を確認していただくために、次に公図の写しを赤色で塗って添付させていただいております。今回、町有財産の返還が発生したということにつきましては、先ほどの 2 ページ目の説明調書のほうに概要を載せておりますが、田子南山急傾斜地崩壊対策事業ということで、県営の事業を要望しておりました。その中で、今、赤線で囲われている山が西伊豆町名義だと。西伊豆町名義の土地については県営で直営ができないと。町で対応していただきたいというような話が当時ありましたということがございますが、たまたま当時大田子区が地縁団体ということで、法人格登記をされました。大田子区の名義に変わることによって、

町から名義が変われば県営事業として採択してもいいよというご返事がございまして、大田子区と協議をした結果、工事の期間が終わるまでの間、大田子区の名義にいたしましよ
うということで、当時の総会でお諮りをいただきまして、承認を得てやったことござい
ますが、昨年度を持ちまして工事が終わりましたということで、正式に県の方からお話が
ありましたので、この土地について町へ返還するよということで、大田子区との協議が終
わりましたので、町といたしましても今後山の管理が、区の負担になってもまずいとい
うことで、返還をお受けしたいということで、今回議案として上程させていただくとい
うことでございます。

簡単ですが、以上説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） この説明の一番最後のところにこの県に買収されたことが書いてある
んですが、この県に買収された箇所と、何で県が買収する必要があったのか。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） まず工事は県営工事でございます。県の工事を行うにあたり、
用地を買収するという行為が発生いたします。ここで1,362平方メートルを除く残地1万
9,959平方メートルの返還となりますということですが、この1,362平方メートルの部分
は、今コンクリートの擁壁ができているところでございます。県が構造物を入れる必要
な用地を買収したということでございます。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） かなりの裏技だと思うんですけども、例えばこれ県が民有地、あるい
はこの認可地縁団体ですか。これだから県が工事しましたよ、その後に工事が終わって本
当に間もない時に、さらに元の名義に戻すという裏技、これは通用するんですか。通用す
るからこれ出してきたんでしょけど、そのへんちょっと見解をお願いします。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 実を言いますと、今回向山急傾斜地というので、やはり同じ大

田子区で町有名義の土地がございます。そこも南山と同じような対応をお願いしたいということで、実はお願いをいたしましたけども、当時はこういうことで県は対応できたけども、今はやっていないよというようなお返事をいただきましたので、議員に聞かれますと、当時は対応が可能でした。ただ、今現在は県のほうがそういう対応をしていませんという話ですので、今回向山の県単の急傾斜地崩壊対策事業という事で、町が事業主体となってやるということで予算措置等をされていますということです。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第5号 町有財産（土地）の返還については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、議案第6号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野淨晋君登壇〕

○町長（星野淨晋君） 議案第6号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約の制定について。

賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約を別紙のとおり制定する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野淨晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） それでは、議案第6号についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、第5期障害福祉計画においても、令和2年度中に各市町、または県域内で少なくとも一つ障害者地域生活支援拠点を整備することを、基本と示されています。

障害サービスは全国的に近隣であっても、サービス提供体制には格差が見られ、賀茂圏域でもサービス提供体制については格差が見られました。各事業を実施するにあたり、障害者の数が減少していく中で、3障害、身体、療育、精神、それぞれに特化した相談やサービス事業所を市町ごとに確保することは困難であること。単独実施による事業費の増大などの問題があり、事業の実施が困難になることも考えられるため、賀茂圏域においては1市5町が連携し共同設置することで、地域格差をなくし、さまざまなケースや事業への対応を図っていくために、今回協議会規約を制定するものでございます。

それでは、規約の内容について、ご説明させていただきます。

第1章 総則では第1条で本規約を定める目的が記載されており、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、地域生活支援拠点事業を共同して実施し、障害者の重度化若しくは高齢化または面倒をみてくれていた親が亡くなったあとの生活の安心を見据えて、入所等から地域生活への移行及び継続的な支援を推進し、障害者等が住み慣れた地域

で安心して暮らすことができるよう居住支援の強化を図ることを目的としています。

第2条では協議会の名称を。第3条では構成市町を定めています。また、第4条では協議会の担任する事務の内容、第5条では協議会の事務所の配置場所を定めており、会長の属する関係市町の市町長庁舎内としています。

第2章 協議会の組織では、第6条では組織として、第1項で1市5町の関係市町の長をもって組織すること。2項では協議会の運営は関係市町の障害福祉行政主幹課長（以下「委員」という。）が行います。第7条では役員として2ページをお願いします。1号では会長一人、2号では副会長一人を置くこととします。第2項では、会長および副会長は関係市町の長が協議して定めた市町長をもって充てます。第4項では役員の任期は2年とし、ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とします。なお、役員は輪番制を予定しており、令和2年度、3年度は会長が松崎町、副会長が西伊豆町の予定です。

第3章 協議会の会議では、第3項で会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないことを。第5項では会議の議事は出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。第10条では事務局として会長の属する関係市町の障害福祉行政主管課に置きます。

2ページから3ページにかけての第4章 協議会の財務では、第11条第1項で経費の支弁の方法として、事務に要する経費は関係市町の負担金その他の収入をもってこれに充てます。また、2項では負担割合の基準を定めています。第12条から第15条では歳入歳出予算や決算報告について定めています。第17条では、この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める普通地方公共団体の財務に関する手続き及び会長の属する関係市町の財務に関する手続きの例によります。

4ページをお願いします。

第5章 補則として第18条1項、2項で解散した場合の措置を。第19条で補足を定めています。

なお附則として（施工期日）

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。ただし、協議会に関し必要な手続きでその他の行為は、この規約の施行の日前において行うことができる。

（読替規定）

2 この規約の施行を最初に開かれる協議会の招集等に関しては、第9条第2項中「会長」とあるのは「松崎町長」と読み替えるものとする。

3 令和2年度に係る協議会の歳入歳出予算に関しては、第13条第1項中「年度開始前に」とあるのは「この規約の施行後速やかに」と読み替えるものとする。

以上で、説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 負担金について、お伺いしますけども、当初予算で、西伊豆町は58万9,000円というふうに予算計上されておりますけどもね、関係する比率というか、その出し方もここに、11条の第2項に書いてありますけども、これは賀茂郡下ではどんな金額に算出されているのでしょうか。具体的に。西伊豆は先ほど言いましたように、58万9,000円なんですけども。もし参考でわかれば教えてください。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほど言いましたように、これ均等割りが4の障害者手帳の所持割が6となっております。参考にございますが、負担金としまして下田市が約98万、東伊豆町が約70万、河津町が約45万、南伊豆町が約55万、松崎町が約52万、西伊豆町が先ほどいった58万9,000円ぐらいとなっております。

○議長（山本智之君） ほかにございせんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 下田が一番出すんだから事務局をやっぱり下田に置くんですか。それと専従の人間を置くのか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） 先ほど説明しましたように、令和2年度、3年度は松崎町が会長で、副会長が西伊豆町、これは各市町が2年交代で輪番制で回すようになっています。事務所はその会長が属する市町の所管の課に置きまして、特に専門の職員はつけなくて、通常の業務の中の一つとして回すようになります。

○議長（山本智之君） 4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 4ページに、この解散の場合の措置ということが書いてあるんですけど、解散する場合というのはどんなことが想定されるんですか。

○議長（山本智之君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（白石洋巳君） これにつきましては、この施設を委託事業で社福法人にお願いするようになってきます。仮にですけれども、お願いしていた社福法人が何かの都合上ちょっともうできないよという場合になって、次の事業所を探してそこがなかった場合あたりがそのへんに該当してくることが出てくる可能性はあります。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第6号 賀茂地区障害者地域生活支援拠点事業運営協議会規約の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時29分

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第7号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第7号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町印鑑条例（平成17年西伊豆町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） それでは、議案第7号についてご説明いたします。

本件につきましては、成年被後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明、事務処理要領の一部を改正されたことから、西伊豆町印鑑条例の一部を改正したいものでございます。また、本改正に併せ、条文の整備をしたいものでございます。改正の概要ですが、1点目は成年被後見人を意思能力を有しない者に改め、成年被後見人となって一度印鑑登録が抹消された方でも、法定代理人が同行しており、且つ成年被後見人本人が申請をした場合は、意思能力を有する者として受付けることができるものとしたいものでございます。

2点目は条文の整備として、第6条第1項第4項中の記載の括弧書き規定を削り、5条第2項中の記載の次に、同様の括弧書き規定を加える改正をしたいものでございます。

それでは議案書をご説明いたします。

お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。改正部分は下線部になります。第2条第2項第2号中、成年被後見人を意思能力を有しない者（前号に掲げるものを除く。）に改正したいものでございます。続きまして第5条第2項中、記載の次に第6条第1項第4号中の、括弧書き規定を加えたいものでございます。続きまして3ページをお願いします。第6条第1項第4号中、記載の次の括弧書き規定を削りたいものでございます。改正点は以上です。

続きまして改正条文に係る附則についてご説明いたします。資料戻りまして1ページをご

覧ください。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行したいものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 新旧対照表の、この意思能力有しない者ということになるわけですが、具体的に例えば窓口で、この意思能力を有しない者が来た場合、どういう対応を取られることになりますか。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 通常の方については、意思能力があると判断はできるかと思えます。成年被後見人になった方につきましては、窓口のほうで把握はしておりますので、その方が登録に来られた時は、法定代理人が同行しているかどうかという確認を取りながら、対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございせんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第7号 西伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定す

ることに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、議案第8号 西伊豆町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第8号 西伊豆町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年西伊豆町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） それでは、議案第8号について説明をさせていただきたいと思
います。

まず1ページをおめくりください。

西伊豆町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

次の2ページをお願いいたします。新旧対照表となっております。新たに第2条第2項が
加えられたということです。まず第2条の第1項を読みます。

新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の前で別記様式
による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならないということで、これ
がもともとあった条文でございますが、来年度4月1日から会計年度任用職員ということで、

前のご説明したように、地方自治法なり地方公務員法が改正されて、会計年度任用職員というものが制定されましたよというお話をしましたが、その会計年度任用職員の服務に対しての新しい意向が追加されたという事です。下線部ですが、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣言については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。という記載を設けさせていただいております。

私どもは町長に対して宣誓書というものを提出しておりますが、会計年度任用職員につきましては、採用時点で宣誓書に署名をしてということで対応をしたいということで第2項のほうを追加させていただいております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、堤豊君。

○1番（堤 豊君） 2ページで、今説明がありましたけど、会計年度任用職員の服務、宣誓ということがありましたが、これは期間というか例えば、1年でなくて半年で入って辞める人もいたり、そういう短期間で辞める人もいる。それは期間に関係なく宣誓したらそれは、ずっとそれが続くということですね。

○議長（山本智之君） 総務課長。

○総務課長（佐久間明成君） 期間につきましては、お見込みのとおりでございます。通常は1年任用、最大3年までというように考えておりますが、逆に言いますと、年度の途中でも採用する場合がございます。その場合も採用時点で宣誓書に署名していただいて、終了ということと考えております。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第8号 西伊豆町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第7、議案第9号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第9号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町国民健康保険税条例（平成17年西伊豆町条例第54号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） それでは、議案第9号についてご説明いたします。本件につきましては、健全な国民健康保険事業を運営するため、賦課方式の見直しに伴い、保険税率、税額を改正する必要性が生じたため、国民健康保険税条例の一部を改正したいものでござい

す。改正の概要ですが、現行の賦課方式は医療分、後期分、介護分共に所得割、資産割、均等割、平等割の4方式であります。改正案では医療分、後期分については資産割を除いた3方式、介護分につきましては資産割と平等割を除いた2方式としたいものでございます。賦課方式の見直しにより、保険税率、税額の一部を改正したいものでございます。それでは、議案書を説明いたします。

今回改正箇所が多岐にわたりますので、条削除による条ずれなどの説明は割愛させていただき、主な改正点のみの説明とさせていただきます。お配りしました議案書の3ページ、新旧対照表をご覧ください。

改正部分は下線部になります。第2条は課税額の規定で、第2項から第4項までの文中及び資産割額を削除したいものです。

第3条は医療分の所得割額の規定です。4ページをご覧ください。税率を100分の4.8から100分の6.1に改正したいものです。

第4条は医療分の資産割額の規定で、第4条は削除したいものです。

現行第5条の2は、医療分の平等割額の規定です。第1号は特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯で1万6,100円を1万7,000円にしたいものです。

5ページをご覧ください。

第2号は特定世帯で第1号の金額の2分の1の金額となり、8,050円を8,500円に、第3号は特定継続世帯で第1号の4分の3の金額となり、1万2,075円を1万2,750円に改正したいものです。

現行第6条は後期分の所得割の規定です。税率を100分の2.3から100分の2.8に改正したいものです。

現行第7条は後期分の資産割額の規定で第7条は削除したいものです。現行第7条の3は後期分の平等割額の規定です。第1号中7,800円を8,000円に、第2号中3,900円を4,000円に、第3号中5,850円を6,000円に改正したいものでございます。

現行第8条は介護分の所得割額の規定です。税率を100分の2.1から100分の2.3に改正したいものです。

6ページをご覧ください。現行第9条は介護分の資産割額の規定で、第9条は削除したいものです。現行第9条の2は、介護分の均等割り額の規定です。被保険者一人について9,700円を1万4,000円に改正したいものです。現行第9条の3は介護分の平等割額の規定で9条の3は削除したいものです。

続きまして8ページをご覧ください。最下分になります。現行第23条は、国民健康保険税の減額の規定です。9ページをご覧ください。第1号は7割軽減の規定となります。イは医療分の平等割額の規定で、①中1万1,270円を1万1,900円に、②中5,635円を5,950円に、③中8,453円を8,925円に改正したいものです。エは後期分の平等割額の規定で、①中5,460円を5,600円に、②中2,730円を2,800円に、③中4,095円を4,200円に改正したいものです。オは介護分の均等割額の規定で、10ページをご覧ください。6,790円を9,800円に改正したいものです。カは介護分の平等割額の規定でカは削除したいものです。第2号は5割軽減の規定となります。イは医療分の平等割額の規定で、①中8,050円を8,500円に、②中4,025円を4,250円に、③中6,038円を6,375円に改正したいものです。エは後期分の平等割額の規定で、①中3,900円を4,000円に、②中1,950円を2,000円に、③中2,925円を3,000円に改正したいものです。11ページをご覧ください。オは介護分の均等割り額の規定で、4,850円を7,000円に改正したいものです。カは介護分の平等割額の規定で、カは削除したいものです。第3号は2割軽減の規定になります。イは医療分の平等割額の規定で、①中3,220円を3,400円に、②中1,610円を1,700円に、③中2,415円を2,550円に改正したいものです。エは後期分の平等割額の規定で、①中1,560円を1,600円に、②中780円を800円に、12ページをご覧ください③中1,170円を1,200円に改正したいものです。オは介護分の均等割額の規定で1,940円を2,800円に改正したいものです。カは介護分の平等割額の規定でカは削除したいものです。

改正点は以上です。続きまして改正条文にかかる附則についてご説明いたします。資料戻りまして、2ページをご覧ください。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、改正後の西伊豆国民健康保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

経過措置ですが、改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

なお本件の改正につきましては、西伊豆町国民健康保険運営協議会に諮問し、妥当との答申をいただいているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 平成31年、令和元年の税額、見込み税額と今回これで計算した税額プラスマイナスいくらになりますか？

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 差額ということですが、今回令和元年度の課税データを基に算定させていただきました。算定にあたりましては、現行の調定額を超えない範囲内でより近い数字にするように税率額を定めております。現行合計の調定額が1億8,149万8,400円ありました。今回新たな税率を使った、出した部分が1億8,142万6,900円という形になりますので、約5万円弱の減額という形で、算出しております。

以上です。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 31年の保険税額、見込み税額より今回これで計算した税額のほうが低くなる。それで尚且つ資料説明だとプラス部分になる。プラスになる納税者が増えると。ちょっとそのへんは私もちょっとわからないんだけど、そのへんはどうなんですか。どういう計算したらそうなるんでしょうか。普通は保険納税額は多くなれば、前年よりは、前年総額よりは増えるんじゃないかと思うんだけど。

○議長（山本智之君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（真野隆弘君） 今回の賦課方式の見直しにつきましては、資産割をなくす形になりますので資産を持っている方につきましては、税金が下がってくるかと思えます。逆に所得によって税金が変わってくるということで、この見直しによって人それぞれケースバイケースで上がったり下がったりという形になりますので、結果的にはトータル的に増える方がちょっと多かったという形になりますが、実際に逆に増える上限の幅を、極力少なくしたいということもありますので、そこを含めて算出をさせていただきました。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

4番 芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） 今課長が言われたんですけど、果たして本当にその計算になるのかわることが不思議であります。それで、その計算方式を、所得割の部分、3方式にするのはけっこうです。3方式にするのはけっこうなんだけど、その計算式を、もっと細かくいじって所得割の部分階層を増やすとかによって、それできめ細かくすれば現状維持でそのプラス、増額になる人はいなくなるんじゃないかと思うんだけど。それで仮に、もしそれを減額するというのは、大変保険料を減額するというのは課長としたら大変怖いと思う。怖いと思うんだけど、しかしもうすでに今年度あたり補正で繰入金2,000万円減額してるわけで、それだけ余裕があるわけだ。それで尚且つ基金には3億7,000万円も積んである。去年は8,000万か、という基金が余剰金として上がって、それを積み立てていると。この基金自体がなんで積み増したかと言うと、介護保険で失敗して、こういう介護保険の失敗がないように積みましようということで積み増したわけだから。だから仮に足りなくなっても、もし仮にマイナス、特別会計、国民保険の特別会計がマイナスになっても、3億7,000万円もあるんだから充分カバーできるわけだ。そういうことを思いまして、私はもったきめ細かな計算が必要であるということと、充分もし仮に、特別会計がマイナスになっても、基金で十分カバーできるということで、この案には反対します。

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これは委員会に答申して妥当であるというふうに答弁、結果が出ているわけでありまして、また今の説明を聞いてみますと、できるだけ影響が出ないように極力配慮して金額の算定をしていると思いますので、私は賛成いたします。

○議長（山本智之君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第9号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、議案第10号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第10号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町水道事業給水条例（平成17年西伊豆町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） それでは、議案第10号についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。

西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

西伊豆町水道事業給水条例(平成17年西伊豆町条例第149号)の一部を次のように改正する。

第36条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第9条第1項の更新をするとき。1件につき2,000円。

今回の改正についてですが、町内で給水装置工事を施工する場合は、水道事業者は町に申

請、審査を受け、指定されなければ町内の給水装置を触ることができません。これまで指定給水装置工事事業者につきましては、新規の指定のみ定められ、指定の有効期限がないことから、廃止、休止等の状況が反映されにくく、所在の確認が取れないなど実態を把握することが困難であったため、実態との乖離が生じるなど課題がありました。こうした課題に対応するため、水道法の一部が改正され、指定給水装置工事者の有効期限が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されることになりました。

このことにより、これまで指定給水装置工事事業者の新規指定に関する手数料を西伊豆町水道事業給水条例により定めていましたが、この更新制度の導入に伴いまして、申請時と同様に更新事務が生じるということから、新規手数料とは別に更新手数料を新たに設けるため、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

それでは2ページの新旧対照表をお願いします。

左側に現行、右側に改正案で明記しており、右欄の改正欄の(3)に更新制度の導入に伴い更新手数料2,000円を新たに設けさせてもらいました。以下現行の(3)が(4)に(4)が(5)と順次繰り下がるようになっております。

1ページお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 具体的な運用についてお伺いいたしますが、現在指定工事店の指定を受けている方は、今後5年後に更新の手続をやればよいということですか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） こちらのほうも国のほうが経過措置として、更新に係る平準化、一度に5年ですべての業者を変更するのは事務的にとても乱雑になるということで、政令で定める期間に差を設けまして有効期限を変えております。うちのほうを具体的に言いますと、平成17年に合併して、合併した平成17年の4月以降で水道事業者のほうは申請を受けておりますので、国のほうで定めておりますのは、平成15年4月1日から平成19年3月31日までに申請のあったものは、令和4年9月29日の3年間ということになっておりまして、順次その

申請の時期によって差を設けてはおります。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） この令和4年の申請時期を逃すと、自動的に指定工事店にならなくなる可能性があります、それは業者さんにはいわゆる課長さんのほうといたしましょうか、そういう案内はするということによろしいですか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） はい。こちらのほうは更新業者のほうには、有効期限が近づいたということで、通知を流して、これまでその期間までに更新するよという案内を出させてもらいます。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 今の具体的には、今指定業者がいくつあって、令和4年9月29日、これまでに更新しなければいけない業者は何社あるんですか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） ただいまありますのが、全部で指定業者が今町内、うちのほうで登録されているのが41社。そのうち平成17年の業者が平成17年4月1日の業者が18社あります。あとは随時その都度受け付けておりまして、先ほど言いましたように1回申請を出せばもう更新等もないので、このままずっと現状がどうであれ、登録されているような現状であります。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） ちょっと細かいようなんですけど、消費税の扱いなんかはどうなんですか。

○議長（山本智之君） 企業課長。

○企業課長（村松圭吾君） 数量のほうでは消費税を関係なくそのままの金額で2,000円ということ設定しています。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之治君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第10号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第9、議案第11号 西伊豆町立図書館設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第11号 西伊豆町立図書館設置条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町立図書館設置条例（平成20年西伊豆町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） ただいま上程されました議案第11号について、ご説明をさせていただきます。

ではまず2ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。今回の一部改正につきましては、図書館の正規職員が今年度末で退職となりまして、来年度から会計年度任用職員での対応に切り替えることに伴いまして、図書館を開館する時間を午前8時30分から午前9時としたいものであります。また今回の運用の見直しに伴いまして、今まで平日のみ昼休み開館だったものを、土日も開館できるようにしたいというふうに思っております。これまで勉強等を行う学生さんは昼休み時間は一度退館しなくてはなりませんでした。長時間滞在する学生さん等には利用しやすくなるかというふうに考えております。

では1ページの改正本文のほうをご覧いただきたいと思います。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するというものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山 勇君。

○11番（増山 勇君） 職員の4月1日からの、その会計年度、要するに名前がそうなって臨時職員というふうに使ってはまずいのかもしれませんが、何人体制でこの図書館を運用をする予定でいらっしゃいますか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） メインの方は二人というふうに考えております。平日は一人体制で行いまして、土日につきましては、午後から二人体制にしたいと考えております。

○議長（山本智之君） ほかにございせんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第11号 西伊豆町立図書館設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時21分

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

日程第10、議案第12号 西伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第12号 西伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年西伊豆町条例16号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） ただいま上程されました議案第12号について、ご説明をさせていただきます。

まず昨日お配りさせていただきました議案第12号説明資料のほうをご覧いただきたいと思います。今回の一部改正の理由につきましては、国による待機児童の解消策といたしまして、事業者による積極的な事業展開を促すために、家庭的保育事業等、当町では現在対象となっているのは保育ママだけになりますが、その設備及び運用に関する基準の一部が改訂されたことに伴い厚生労働省令で定める基準に合わせて改正するものでございます。

次に改正概要でありますが、一つは連携施設の確保義務の緩和です。2つ目が自園調理に対する規定の適用、執行機関の延長でございます。3の主な改正点につきましては、新旧対照表の改正箇所の内容と、その説明を簡単に表にまとめさせていただきました。こちらにつきましては、新旧対照表の下線部の改正箇所と合わせてご覧いただけたらと思います。詳細につきましては、こちらの資料のほうでご確認をお願いいたしまして、主な改正箇所のみを説明させていただきたいと思います。

では新旧対照表の5ページをお願いいたします。

7条第3項以降が追加となっております。3項では要件を満たせば家庭的保育事業者等に代わって提供する代替保育に係る認定こども園、保育園、幼稚園の確保についての規定を適用しないことができると定めております。4項では認定こども園等の連携施設での代替保育の確保についての規定を適用しない場合には、他の家庭的保育事業者等の施設に混ぜてもらったり、ほかの施設から資格要件を満たした方に来てもらうなど、可能な連携施設の確保について定めております。第5項は同条の第1項第3号において保育終了時に際し、認定こども園等の連携施設を確保をしなければならないとされておりますが、確保が著しく困難であると町長が認めた場合には、同号の規定を適用しないというものでございます。6項では5項の場合の例外規定を定めたものというふうになっております。

新旧対照表の6ページから7ページにかけてになりますが、17条第2項第3号が追加となっております。こちらにつきましては、認定こども園等から調理業務を受託していて、家庭的保育事業者の給食の趣旨を十分に認識し、適切に調理業務を行うことができると町長が認めた事業者からの外部搬入を許可するというものを定めております。

次に8ページの46条の2項が追加となっておりますが、こちらは利用定員が20名以上の事

業所内の保育で、3歳以上の保育を行うものについて、町長が認めた場合には連携施設を確保しないことができるというものでございます。

つぎに9ページの附則の第2条、食事の提供に関する経過措置の第1項の次に、第2項が追加となっておりますが、こちらは今まで条例施行日から起算して5年経過する日までの間は、調理施設、調理員の規定を適用しないことができるとなっておりますが、経過措置を5年延長し10年とするものであります。

最後に10ページの第3条の連携施設に関する経過措置につきましても、5年を10年に延長するものでございます。

改正本文の3ページをご覧くださいと思います。附則としましては、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で第12号の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 7番。これに関しては、保育ママ制度が該当すると思うんですけども、調理設備のことで、云々といろいろと書いてあるんですけども。賀茂幼稚園が伊豆海に合併して、その後保育ママの制度を利用する頻度というのが、だいぶ少なくなってきた話で、そこから考えますと、現状その調理器具とか設備を利用するということが、あまりなくなってきたように思うんですよ。それと施設も自宅でやるようなこととか、そういったものもほとんどない。現状、賀茂幼稚園の横の施設だったですか、あそこが利用してやっているような話でしたけど、現状はどういうふうになっているんでしょうか。それと今後の可能性として調理施設を使うようなものというのは、これは条例ですから、こういったものを記載しておかなければ今後の可能性を残していくということもあると思うんですけど、今後の可能性としてはどのように考えているのか、そのへんだけをお願いします。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 旧賀茂幼稚園の利用につきましては、今年度の当初、伊豆海認定こども園と統合する前の3日間ほどの利用がございました。それ以降につきましては、保育ママの自宅での保育、それから当然その賀茂幼稚園施設は、もう移行してまですので、そちらでの保育はない。それ以降は保育をしているのはないということです。それから、

今後につきましては、園のほうで待機児童が出た場合は、保育ママの自宅での保育をお願いする可能性もあります。その場合にはこの規定が適用されますので、すぐに調理室を用意しなくても、ご自宅の中で保育ママができるということで、対応をしていただくようになろうかというふうに思います。

○議長（山本智之君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） もう1点だけお願いします。現状の保育ママの、任用といいますか、保育ママの人数は何名ぐらいいます？

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 保育ママのご自宅でやっていただく方につきましては、お二人をお願いをしております。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

4番、芹澤孝君。

○4番（芹澤 孝君） これは、国が下ろしてきた条例だと思うんだけど、結局保育施設が足りないからやるってということですか。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 冒頭申し上げましたけど、国の待機児童施策ということで。このような改正となっております。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第12号 西伊豆町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第11、議案第13号 西伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 議案第13号 西伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年西伊豆町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） ただいま上程されました、議案第13号について、ご説明をさせていただきます。こちらも昨日お配させていただきました議案第13号説明資料のほうをご覧いただきたいと思います。今回の一部改正の理由につきましては、幼児教育保育の無償化にあたりまして、特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業、当町では認定こども園及び保育ママということになりますが、その運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い改正を行うものでございます。なお、国の基準こちらは内閣府令になりますけれども、改正に伴う市町村の条例改正につきましては、市町村における基準、準備期間を考慮して、昨年10月1日に保育料無償化の法改正後1年間は、内閣府令で定めた内容を条例で定めたものとみなすというふうな経過措置が設けられております。

次に主な改正概要でございますが、一つは用語の整理というふうになっております。二つ目が食事の提供に要する費用の取り扱いの変更でございます。三つ目が施設、連携施設の確保義務の緩和でございます。3の主な改正点につきましては、こちらも新旧対照表の主な改正箇所のみをご説明させていただきたいと思っております。

まず新旧対照表の14ページの下段のほうから15ページにかけての改正箇所をお願いしたいと思います。第13条利用者負担額等の受領の第4項第3号の給食の提供に要する費用についてですが、副食費負担の除外規定が追加となっております。アでは同一世帯に属する者に係る市町村民税所得割の合計額が（ア）、（イ）で定める金額未満の場合は副食費負担を除外する規定でありまして、（ア）は保育の必要がない満3歳以上の就学前子どもである1号認定の子どもは、7万7,101円以下。（イ）は保育を必要とする満3歳以上の就学前の子どもである2号認定の子どもにつきましては、5万7,700円以下で、ひとり親世帯等につきましては、7万7,101円以下と規定しているものでございます。

イでは子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもが利用する場合の子どもに対する副食費を除外する規定でありまして、（ア）は1号認定に該当する場合で小学校3年生までの子どもが3人以上いる世帯。（イ）は2号認定の子どもの場合で小学校就学前の範囲で子どもが3人以上いる世帯が対象というものでございます。ウでは保育を必要とする3歳未満の子どもである第3号認定の子どもについて、主食と副食の費用負担を除外するという規定でございます。

なお当町におきましては、町内在住の子どもが保育施設等を利用する場合は、給食費を含めた保育料全額が無償となっておりますので、この規定を適用となるものにつきましては、町内在住者がほかの市町の保育施設を利用する場合、また町外者の方が町内施設を体験保育等で一時的に利用する場合が対象というふうになります。

次に新旧対照表の26ページからの第42条をお願いしたいと思います。

特定教育・保育施設等の連携になりますが、こちらは最初に主な改正概要のところにもありましたけど、連携施設の緩和です。27ページの第2項では代替保育の提供に係る認定こども園等の連携施設の確保について、第1号及び第2号の要件を満たせば適用しないことができるとしたものです。一番下から28ページにかけての第3項では代替保育を適用、除外できる条件を規定しております。第4項は保育ママ等の保育終了時には認定こども園等の連携施設を確保しなければならないとされていますが、連携施設の確保は難しい場合は、町長が認めた場合には確保しなくても良いというものでございます。第5項は第4項の除外規定を適

用できないものを定めております。

29ページの8項では事業所内保育所の連携施設確保の除外規定を定めております。最後に38ページになりますが、附則の第5条、連携施設に係る経過措置ですが、先ほど第42条の連携施設について確保しないことができる期間を5年から10年にするものであります。

では改正本文の9ページをご覧いただきたいと思います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。以上、議案第13号の説明とさせていただきます

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第13号 西伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第12、議案第14号 西伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） 議案第14号 西伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について。

西伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年西伊豆町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月3日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） では議案第14号について、ご説明をさせていただきます。こちらもお配りさせていただきました議案第14号説明資料のほうをご覧いただきたいと思います。今回の一部改正の理由につきましては、国が定める基準の一部を改正する厚生労働省令が公布されたことに伴いまして、放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について、改正するものでございます。

次に改正概要でございますが、一つは放課後児童クラブに配置が義務づけられております放課後児童支援員の資格基準について、学校教育法の一部改正により、専門職大学及び専門職短期大学が新設されたことによる改正でございます。もう一つはこれまで国の省令に基づき、市町村が従うべき基準とされていた放課後児童支援員の認定資格研修の修了に係る経過措置期間につきまして、参酌すべき基準となったことによりまして、期間を延長するものでございます。3の主な改正点につきましては、こちらのほうも新旧対照表と合わせてご覧いただければと思います。

まず新旧対照表の2ページをお願いしたいと思います。

第10条第3項の追加部分ですが、こちらは放課後児童支援員の資格要件としまして、今まで都道府県知事が行う研修を修了したもののだけでしたが、指定都市の長が行う研修も可能となったことによる改正でございます。次に同じ10条第3項の第5項中、卒業した者の次に下

線部が追加となっておりますが、こちらは学校教育法、先ほど申し上げました改正によりまして、新に専門職大学が設けられたことによりまして、資格要件に専門職大学の前期課程、前期課程は2年または3年になりますが、それを修了した者を追加するものでございます。

次に3ページの附則第2項の職員の経過措置の改正につきましては、職員の資格要件である指定の研修を修了した者の経過措置期間を平成32年3月31日から令和7年3月31日に延長するものでございます。現在の支援員は臨時職員で対応しており、入れ替えもある中で人材確保に苦慮しておりますが、国の基準が参酌すべき基準となったことから経過措置を5年延長し、支援員の安定的な確保を図るために改正するものでございます。

では、改正本文の1ページをご覧いただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものというものでございます。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） これに関連してお聞きしますけど、報告があったかと思えますけども、学校休業によって、放課後クラブが仁科地区、そして田子地区、宇久須地区と開設させていると報告がありましたけど、それらの指導員というのは以前から開設するようという要望が議会からあったと思うんですけど、その時の答えとしては支援員がいませんと、非常に苦慮していますと。今回どのように対応されたのかというのが1点。そしてまたこの改正によって、西伊豆町ではどれぐらいの方が該当するのかというのを把握されていますか。この2つだけお聞きします。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） この新型コロナの件につきましては、当然、詳細につきましては、局長のほうから答弁をさせますけども、今まで夏休みに行っていたがっちりとした放課後児童クラブという体制は組めてはおりません。というのもやはり資格的な問題もあります。ただそうは言っても状況が状況でございますので、慌てて今いらっしゃる方でなんとか組織を組んだということでございますので、そのへんは先に申し述べさせていただければというふうに思います。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 今、町長も申し上げましたけども、今回の対応につきましては、学校がお休みになった関係で空いている先生方をこちらのほうで急遽お願いしたということになります。ですので、学校がありませんとお願いができない先生方という形になります。支援員、今後につきましては、今いる支援員さんがある程度、常時お願いしているのが5人程度になります。今後関係してくるのは、その5人程度の方という形になります。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） 今回コロナウイルスの関係で、現在西伊豆町では何人ぐらいの児童が利用されているのかということ。場所はどこで開設されているのか。具体的に教えてください。

○議長（山本智之君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木光一君） 賀茂小学校は多目的ホールでやっております。田子小学校につきましては、図書館と特別室で対応をしております。人数につきましては、昨日現在で賀茂小が11名、田子小が6名だったかと思います。

以上です。

○議長（山本智之君） 11番、増山勇君。

○11番（増山 勇君） それで、開設の時間はどうなっているかという事で、仁科のほうは増えているのか。今までやっていたことと、春休みにやる予定が急遽こうした学校が休業になって利用したいという人が全国でも増えているように報道されていますけど、西伊豆ではどういう状況になっていますか。

○議長（山本智之君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 時間につきましては、明日からですかね、すべての学校で8時半から受け入れをするということになります。仁科小につきましては、全国はそうなのかもしれませんが、夏休みに比べて全く少ない状態でございます。ただこれは当然保護者の判断もあろうかと思えます。コロナのクラスターの関係があるので、休校にしておきながらそこに行くということは、その危険性にさらすというような保護者の判断も当然あるわけでございますので、やはりそれを心配されている方につきましては、お越しになっていないのではなかろうというふうに思っています。

それと、田子小と賀茂小につきましては、正規ではないというふうに先ほどお話をさせていただきましたけど、今ですと田子小学校のその建物という扱いになっておりますが、それ

を償却をしないと本来は使えない。児童クラブとしては使えない。その手続きも西伊豆町はやっておりませんが、緊急事態だという事で今使っているということの認識が議員にもお持ちいただければと思います。

○議長（山本智之君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第14号 西伊豆町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（山本智之君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分